

令和 6 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 5 3
-

令和 7 年 3 月 1 3 日（木曜日）

建設環境委員会会議録

令和7年3月13日 木曜日

午前10時00分開議

午後 3時47分開議（実時間247分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分）
1. 議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第17号・令和7年度八代市下水道事業会計予算
1. 議案第19号・契約の変更について（清掃センター解体工事）
1. 議案第22号・都市公園を設置すべき区域の決定について（（仮称）1号街区公園）
1. 議案第23号・都市公園を設置すべき区域の決定について（（仮称）2号街区公園）
1. 議案第24号・都市公園を設置すべき区域の決定について（（仮称）3号街区公園）
1. 議案第33号・八代市都市公園条例等の一部改正について
1. 議案第34号・八代市普通公園条例の一部改正について
1. 議案第31号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 議案第32号・八代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 橋本幸一 君

副委員長 友枝和也 君
委員 田方芳信 君
委員 橋本貴喜 君
委員 堀 徹男 君
委員 山本幸廣 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 濱田浩介 君
市民環境部次長 岩崎伸一 君
環境課長 柴圭介 君
環境施設課長 竹下圭一郎 君
環境施設課主幹兼施設整備係長 服部拓生 君
循環社会推進課長 古田和弘 君
建設部長 西 竜一 君
建設部総括審議員兼次長 野間卓志 君
建設部次長 涌田直美 君
都市整備課長 竹田圭志 君
都市整備課長補佐兼公園緑地係長 吉村真一 君
建築指導課長 豊田浩市郎 君
建築指導課長補佐兼審査係長 秋野亮二 君
土木課長 福浦亮二 君
住宅課長 上村和寛 君
下水道総務課長 山本康博 君
下水道総務課長補佐兼業務係長 宮地美恵 君
理事兼下水道建設課長 一美晋策 君
経済文化交流部
港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長 大江田浩隆 君
財務部
契約検査課長 角田浩二 君

○記録担当書記

安永尚斗 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(橋本幸一君) 改めて、皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算・事件・条例等につきましては特別委員会に付託となりますので、御承知お祈りします。

◎議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号(関係分)

○委員長(橋本幸一君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部から説明願います。

○市民環境部長(濱田浩介君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 市民環境部の濱田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号中、第4款・衛生費のうち、市民環境部関係分につきまして、岩崎次長が説明いたしますので、御審議よろしくお祈りいたします。

○市民環境部次長(岩崎伸一君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 市民環境部の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ながら着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○市民環境部次長(岩崎伸一君) それでは、

一般会計補正予算に関する説明書の16ページを御覧ください。

款4・衛生費、項2・生活環境費、目5・塵芥処理費で、補正前の額14億8811万4000円に132万1000円を計上し、補正後の額を14億8943万5000円とするものです。

次に、説明資料を御覧ください。

1、事業名は、生活環境事務組合負担金事業(じん芥)でございます。

2、補正理由は、令和6年3月末日をもって運用を終了した、氷川町にあります八代生活環境事務組合クリーンセンターを解体するに当たり、八代生活環境事務組合が発注する解体工事に伴う調査及び実施設計業務委託に係る経費のうち、組合規約に定められた割合により負担金を補正するとともに、クリーンセンターへのごみ搬入量の確定に伴い、令和6年度当初の負担金割合の変更により、負担金を増額補正するものです。

3、補正額は132万1000円であり、解体工事に伴う調査及び実施設計業務委託の負担金が129万2000円、ごみ搬入量の確定に伴う負担金割合変更による負担金増額分が2万9000円でございます。

4、事業費及び財源の内訳につきましては、別紙1の①、②の表に記載させていただいております。

別紙1を御覧ください。

①の解体工事に伴う調査及び実施設計業務委託は3256万円を見込んでおり、国庫補助金の廃棄物処理施設整備交付金が3分の1の1085万3000円、地方債の一般廃棄物処理事業債が3分の2の90%となる1950万円であり、残り10%の220万7000円が一般財源でございます。

この一般財源分を関係市町である八代市と氷川町が規約に基づいて負担金として支出するも

ので、八代市分が129万2000円となるものでございます。

②のごみ搬入量の確定に伴う負担金割合の変更は、当初の見込みより氷川町の搬入量が約80トン少なかったことにより、2万9000円の増減が生じたものでございます。

再度、説明資料に戻っていただきますようお願いいたします。

5、事業期間は、次年度以降の事業進捗や交付金の決定スケジュールにより変動することが想定されますが、現在のところ、令和7年3月から令和7年12月に解体工事に伴う調査及び実施設計業務委託を、そして、令和8年1月から令和9年10月に解体工事及び工事監理業務委託を予定いたしております。

以上で、八代市一般会計補正予算・第14号中、市民環境部関係分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で、第4款・衛生費についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前10時06分 小会）

（午前10時07分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費について、建設部から説明願います。

○建設部長（西 竜一君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の西でございます。よろしくお

願いいたします。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号の建設部所管分につきまして、野間総括審議員兼次長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の野間でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） それでは、議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号をお願いいたします。

17ページをお開きいただき、上段の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費は、補正額1億2400万円を増額補正し、6億208万円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が6350万円、地方債が6050万円でございます。

補正額の内訳は、節14・工事請負費を1億2400万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第3号、建設部所管分の3ページを御覧ください。

国の補正に伴い、令和7年度予定の道路維持事業を一部前倒ししまして実施するため、不足する経費を補正するものです。

位置図に青で示す自転車通行空間整備事業1路線と、赤で示す社会資本整備総合交付金（舗装補修）5路線が対象箇所となります。

4ページを御覧ください。

上段の自転車通行空間整備事業は、観光施設など資源を生かしたサイクリング環境を整備するものです。左の写真が前川右岸堤防線の現況となりますが、舗装が傷んでおりますので、右

の写真に示すように、舗装補修を行い、自転車の通行位置や方向を示す矢羽根等を設置する予定としており、工事請負費 3 0 0 0 万円を増額補正するものです。

下段の社会資本整備総合交付金の舗装補修は、1 級市道、2 級市道及び幹線的な役割の市道について、計画的に舗装補修を行っているもので、内田江向西区線外 4 路線について、工事請負費 9 4 0 0 万円を増額補正するものです。

予算書 1 7 ページにお戻りいただき、中段の款 7 ・土木費、項 5 ・都市計画費を御覧ください。

目 2 ・街路事業費は、補正額 9 3 3 6 万円を増額補正し、4 億 8 5 7 1 万 3 0 0 0 円としております。財源内訳につきましては、国庫支出金が 2 8 1 0 万円、地方債が 6 5 2 0 万円でございます。

補正額の内訳は、西片西宮線道路整備事業として、節 1 2 ・委託料を 2 0 0 0 万円、節 1 4 ・工事請負費を 3 6 2 0 万円、南部幹線道路整備事業として、節 1 8 ・負担金補助及び交付金を 3 7 1 6 万円増額するものでございます。

目 5 ・区画整理費は、補正額 6 6 0 万円を増額補正し、1 億 9 2 9 1 万 1 0 0 0 円としております。

財源内訳につきましては、国庫支出金が 3 3 0 万円、地方債が 3 3 0 万円で、補正額の内訳は、八千把地区土地区画整理事業として、節 1 4 ・工事請負費を 6 6 0 万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第 3 号、建設部所管の 5 ページを御覧ください。

都市計画道路西片西宮線道路整備事業は、上の図に示すとおり、九州新幹線新八代駅と国道 3 号を結ぶ全体延長 1 0 2 0 メートル、幅員 1 6 メートルの道路整備事業でございます。

事業工区を 3 つに分割して進めており、現在は令和 4 年 5 月に着手しました南側の 3 工区 3

1 0 メートルの整備を進めているところです。今回、国の一次補正により事業進捗が図られますことから、文化財調査の委託料として 2 0 0 0 万円、改築や舗装工事を行うための費用として、工事請負費 3 6 2 0 万円を増額補正するものです。

6 ページを御覧ください。

都市計画道路南部幹線道路整備事業は、県道八代港大手町線の建馬町交差点を起点とし、南九州西回り自動車道八代南インターチェンジ南側の国道 3 号を終点とする延長 5 6 3 0 メートル、幅員 3 0 メートルの道路整備事業で、現在、県において 1 工区の橋梁下部工工事や球磨川をまたぐ 3 工区の地質調査等を進められております。

今回の国の一次補正に伴い、令和 7 年度予定の事業を県が一部前倒しして実施するため、不足する市の負担金 3 7 1 6 万円を増額補正するものです。

現在、県で施工しております起点から前川をまたいで市道麦島線までの 1 工区、延長 9 6 5 メートルと葭牟田町から球磨川をまたいで植柳下町までの 3 工区、延長 7 2 0 メートルの県事業の負担金につきまして、補正予算の増額をお願いするものでございます。

7 ページを御覧ください。

八千把地区土地区画整理事業は、古閑中町の一部 4 4 ヘクタールを対象に、幹線道路及び地区内道路、公園等の公共施設の整備改善を行い、宅地の利用増進を図るため、整備をしているところです。

本事業の都市計画道路、古閑中 1 号線は、全体延長 9 0 0 メートル、幅員 1 8 メートルの道路整備事業で、既に 6 8 3 メートルの供用開始を行っており、今回、終点部 6 0 メートルの道路整備につきまして、国の一次補正により事業進捗が図られますことから、補正予算の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号のうち、本委員会に付託されました建設部所管についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 説明の中で南部幹線の件について伺いをいたしますが、1工区、今、もう着工しておりますが、2工区については、八代市の1085メートルかな、完了したわけでありすけども、3工区が720メートル、4工区が八代南インターまでなんですけど、この路線の計画は当初計画したとおり、路線の変更というのはないということで、まず御理解してよろしいですかね。

といいますのは、国道3号の八代南インター周辺のところで、あと200メートル。ちょうどこの図面の下のほうですね、八代南インターのところで紫色が曲がってるでしょう。

この路線について、真っすぐ国道3号に変更するとか変更しないとかいう、そういうお話がずっと前からあったもんですから、今日の説明の中では、インターのところから下のほうに、物産村のほうに田んぼの中からですね、前の木工所の製材所の近くに国道3号と取付けをするというふうな図面になっというわけですよ。

その後、変更なかったのか、これから変更があるのか。これらについて確認ができてなければ、後からでも私にも報告していただければと思いますけれども、確認ができておれば説明してください。

○都市整備課長（竹田圭志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）都市整備課の竹田でございます。

委員お尋ねの南部幹線の都市計画決定でございますけど、今のところ、中心市街地、建馬の

交差点から八代南インターチェンジの南側、都市計画、委員が言われたように、国道3号のところで曲がっている計画で変わりはありません。

以上です。

○委員（山本幸廣君） よろしかれば、市としても、その現場を見ながら、今からの計画実行をしていくわけですので、いろんな地域性の中でも1つは真っすぐ来れば、国道3号から高速道路に乗るところの信号機の渋滞をするだろうというふうな県の見解等と私もお聞きしたんですけども、地域住民としては真っすぐしてほしいという要望が強いんですよね。そこらあたりについて、よろしければ県の担当あたりと。

路線はこれはもう決めた以上、造らんといかん、それはもう変わらなすたい。いろんな調査の中でそういう路線を決定したんだからということであれば、もう理解をしたいと思いますので、そういう意見があったということも担当部にはお話しいただければと思います。

○委員長（橋本幸一君） 意見で。答弁、必要ですか。

○委員（山本幸廣君） 答弁してもらおう。

○建設部長（西 竜一君） 今おっしゃったとおり、既設の道路で取り付けるという話もあったんですが、御指摘もありましたとおり、八代南インターチェンジの取付けの交差点部というのがすぐ近くにあるということで、交通処理上、渋滞を招いたり、事故の要因になったりするということがありまして、警察等々、道路管理者と協議して、南側のほうに迂回させるという案になったということになりまして。

今、都市計画法上の都市計画決定ということでこの路線を決定しておりますので、これが大きく変わるというのは現時点ではないのかなというふうに考えております。

○委員（山本幸廣君） 御理解します。即答でありがとうございます。

それとですね、もう一つは、この紫の4工区の区間でありますけども、これが3工区までは令和13年ですかね、3工区までは。4工区についても、はっきり言ってから、これはもう用地買収等が一番、家屋と用地買収。これについてもよろしかれば、要望でありますけども、なるべく早めに、中片線のように何十年ってかからないようにしてですね、今回については。

ちょうどもうこの道路がもう本当の産業道路としての骨格になるわけですね。この南部幹線は。そういうことで、今、農免道路の大橋等についても大変危険性があるということはもうずっと言われておりますので、なるべくならば一日も早く開通ができるように努力をしていただきたい。県のほうにもそういう要望していただきたいと思います。

○建設部長（西 竜一君） 今のところ、主要な橋梁というところの部分を中心にやっておりますが、県としては、将来出来上がったときの交通量を見ながら行っていくということもありますので。

ですが、市としては、重要な路線ということになりますので、要望については、機会ごとに行っていきたいというふうに考えております。お願いします。

○委員（山本幸廣君） これはもう要望になるんですけども、ぜひともこの南部幹線の早期開通というのはですね、八代南インター周辺の開発をずっと求めてきて、今まではもう新幹線の周辺、それから向こうのほうに今回の工業団地のほうが向こうのほうに進んでいるわけですけども、当時の同僚の議員も八代南インターと鏡に工業団地をとということを計画せろということで質問した方がたくさんおられます。私もした中ですけども。

鏡と八代南インターは、鏡は過疎化が進んで、過疎地域か何かいっておりますけども、よろしければこういうふうな開発を、地域地域の

開発も進めていただきたいと、そのように思っておりますので。

私たちも一生懸命努力せないかんとですけども、なるべくなら早めに、南部幹線の開通を期待しておりますので。大変担当の方々は仕事がいっぱいですからね、苦勞しますけども、よろしく願いをしておきます。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第7款・土木費及び第10款・災害復旧費について、建設部から説明をお願いします。

○建設部長（西 竜一君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分の建設部所管分の総括を申し上げます。着座にて失礼してよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○建設部長（西 竜一君） 令和7年度当初予算編成に当たりましては、当建設部のそれぞれの事業が市民生活に直結する社会基盤整備で、市民の皆様が安全で快適に御利用いただくため、適切に維持管理を行うための予算と、安全性や利便性の向上、良好な住環境の創出のための整備に係る予算の確保に努めたところでございます。

結果としまして、土木費につきましては、令和7年度当初予算分で63億3718万3000円、先ほど御審議いただきました国の1次補正予算分2億2396万円と合わせますと、65億6114万3000円となり、令和6年度分と比較しますと、6億2410万2000円の増額となりました。

それでは、当初予算におけます主なものを申し上げます。

まず、道路や河川、公園等の施設整備、維持管理につきましては、施設の健全な状態を確保するため、限られた予算の中で、万全を尽くしてまいります。特に道路につきましては、市政懇談会での意見など、市民の皆様からの要望も多いことから、従来の道路維持事業及び市内一円道路改良事業に加え、新たに舗装工事を主とした生活道路緊急対策事業を創設しまして、市民生活に密接する道路整備を令和7年度から3か年をめぐりに集中的に行う計画としております。

この道路に関する3事業により、整備を予定している延長は、令和7年度で約10.5キロメートルであり、令和6年度の当初予算における延長約7キロメートルに比べ、約1.5倍となります。なお一部の工事については、債務負担行為を設定し、早期の効果発現を図るため、年度内の発注を行います。

また、幹線道路である都市計画道路につきましては、引き続き西片西宮線及び南部幹線の整

備を進めてまいります。令和7年度から新たに中央線の整備事業に着手いたします。都市計画道路中央線は、市役所庁舎東側から古閑中町まで南北に走る幹線道路であります。このうち、現在整備を進めております八千把地区土地区画整理事業の事業地と隣接する市民球場南側の交差点部分の整備を先行して行い、区画整理事業効果をさらに高めたいと考えております。

次に、住宅関連の事業としまして、まず民間建築物耐震化促進事業につきましては、戸建木造住宅の耐震化を行うための耐震診断や改修などに要する費用の一部を補助するもので、本年1月より補助対象範囲の拡大を行っており、住宅の耐震化の促進を図るものでございます。

また、公営住宅管理事業では、市営住宅の管理・運営業務を行っておりますが、令和8年1月からは施設の維持管理に関する業務の民間委託を行い、事業の効率化を図ります。

さらに、空き家対策関連では、令和7年度も引き続き、老朽危険空き家については除却の促進、利活用可能な空き家については、空き家バンク事業を推進してまいります。

最後に、企業会計の公共下水道事業では、令和6年度より農業集落排水処理施設事業特別会計及び公共浄化槽等整備推進事業特別会計を企業会計へ移行し、効率的な事業運営を目的に下水道事業へ会計を統合いたしました。令和7年度も引き続き経営戦略に基づき、経営の健全化に努めてまいります。

建設事業としましては、衛生処理センターの廃止に伴い、令和8年度からのし尿や浄化槽汚泥の共同処理に向け、浄化槽汚泥処理施設改造工事を進めてまいります。また、下水道未普及地域への管渠整備や既設管渠のカメラ調査及び改修工事を継続して実施してまいります。

以上、当初予算における総括とさせていただきます。

それでは、引き続き、一般会計当初予算の詳細については、涌田次長に、企業会計については、担当課長にそれぞれ説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○建設部次長（涌田直美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の涌田でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○建設部次長（涌田直美君） それでは、議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算のうち、当委員会関係分の建設部所管分について説明させていただきます。

令和7年度八代市一般会計予算書をお願いいたします。

まず、5ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算中、第7款・土木費の歳出分では、63億3718万3000円を計上しております。対前年度比5億2913万2000円、9.1%の増でございます。

これは、新規事業の生活道路緊急対策事業や工業団地関連道路整備事業、都市計画道路の中央線道路整備事業、公園事業の、こどもまんなか公園づくり支援事業などをはじめ、西片西宮線、南部幹線の街路事業などの増が主な要因でございます。

項1・土木管理費では、4億886万8000円を計上しております。対前年度比3089万4000円、8.2%の増でございます。

これは民間建築物耐震化促進事業など、建築総務費の増が主な要因でございます。

項2・道路橋梁費では、23億3882万2000円を計上しております。対前年度比5億2311万2000円、28.8%の増でございます。

これは、新規事業の生活道路緊急対策事業や

工業団地関連道路整備事業及び橋梁長寿命化修繕事業の増が主な要因でございます。

6ページをお願いします。

項3・河川費では、1億4442万3000円を計上しております。対前年度比447万4000円、3%の減でございます。

これは輪中堤内水対策整備事業（豪雨災害）の減が主な要因でございます。

項4・港湾費では、3億398万6000円を計上しております。対前年度比2603万1000円、9.4%の増でございます。

これは、八代港県営事業の事業費増に伴う負担金増が主な要因でございます。

項5・都市計画費では、25億7251万円を計上しております。対前年度比1億7698万5000円、7.4%の増でございます。

これは、街路事業の西片西宮線道路整備事業や南部幹線道路整備事業、新規事業の中央線道路整備事業、八千把地区土地区画整理事業などの増が主な要因でございます。

項6・住宅費では、5億6857万4000円を計上しております。対前年度比2億2341万6000円、28.2%の減でございます。

これは、古閑中町再建住宅及び葉木再建住宅が完了したことから、その事業費の減が主な要因でございます。

85ページをお願いいたします。

続きまして、目ごとの事業とその内容について説明いたします。

説明につきましては、まず、予算計上額、次に、右側の説明欄の事業を説明し、節の内訳の中で主なものについて御説明いたします。

なお、各目の節2・給料から節4の共済費までは、職員の人件費でございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、項1・土木管理費、目1・土木総務費では、4666万1000円を計上してお

ります。

説明欄の公共用地取得・登記事務事業354万9000円は、登記事務に従事する会計年度任用職員1名分の人件費などに要する費用でございます。

目2・建築総務費では、3億6220万7000円を計上しております。

説明欄の建築行政事業278万1000円は、特定建築物定期報告業務委託や年2回の開催予定の建築審査会などに要する費用でございます。

老朽危険空き家等除却促進事業3600万円は、老朽化して危険な状態で放置されている空き家の除却費用の一部を補助する費用60件分でございます。

民間建築物耐震化促進事業2178万1000円は、民間建築物の耐震化を促進するため、耐震改修設計工事や耐震建替工事などを行う費用の一部を補助する費用10件分や40件分の耐震診断士派遣業務委託などに要する費用でございます。

公共建築物営繕事業2494万3000円は、市民が安心して施設を利用できるように、市有建築物や設備の定期点検に要する費用などでございます。

空き家バンク事業710万4000円は、空き家バンク登録物件の利活用を促進するため、売買や賃貸契約が成立した場合、残置された家財道具の撤去、リフォームなどの一部を補助する費用などでございます。

アスベスト調査分析事業125万円は、民間の既存建築物に施工されている吹付けアスベストなどについて、専門業者による含有調査費用を補助する費用5件分でございます。

危険ブロック塀等除却促進事業120万円は、地震時のブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び避難経路の確保のため、危険なブロック塀の除却費用の一部を補助する費用6件

分でございます。

空き家等対策事業398万9000円は、空き家の所有者特定に係る業務などに要する費用でございます。

吹付けアスベスト除去等事業250万円は、吹付けアスベストの除去に要する費用の一部を補助する費用1件分でございます。

災害危険区域における水準点設置事業（豪雨災害）55万2000円につきましては、3月11日の令和2年7月豪雨に関する特別委員会承認をいただいたところでございます。

節12・委託料979万6000円のうち、924万4000円は、当委員会関係分で、戸建木造住宅耐震診断士派遣業務委託などに要する費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金6476万7000円は、老朽危険空き家等除却促進事業など、各種の補助メニューに係る補助金でございます。

86ページをお願いします。

項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費では、2億984万7000円を計上しております。

説明欄の道路橋梁総務一般事務事業2514万2000円は、市道の管理全般に要する費用でございます。

節12・委託料2110万円は、道路台帳更新測量業務委託や用地調査業務委託に要する費用でございます。

目2・道路維持費では、7億817万1000円を計上しております。

説明欄の交通安全施設整備事業4690万円は、カーブミラー、ガードレール及び街路灯や区画線など、市道の交通安全施設の設置及び補修に要する費用でございます。

道路維持事業2億9454万円は、舗装路面や道路構造物の維持補修及び街路樹の維持管理に要する費用でございます。

生活道路緊急対策事業 3 億 5 0 0 0 万円は、新規事業として、老朽化が著しい生活道路の舗装補修工事などに要する費用でございます。

節 1 0 ・需用費 7 5 4 1 万 1 0 0 0 円は、市内一円の道路側溝や舗装、交通安全施設などの修繕や街路灯などの電気代等に要する費用でございます。

節 1 2 ・委託料 8 1 1 5 万 6 0 0 0 円は、八代緑の回廊線や街路樹の管理業務委託及び道路パトロール業務委託、新八代駅関連施設管理業務委託などに要する費用でございます。

節 1 4 ・工事請負費 5 億 2 7 7 5 万円は、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設設置工事や、毘舎丸町上片町線など 5 8 路線、約 1 0 . 5 キロメートルの舗装補修工事などに要する費用でございます。

節 1 5 ・原材料費 1 8 8 0 万円は、地元施工による生コン舗装の材料や路面補修用の簡易アスファルト合材、カーブミラーなどの安全施設の部材購入費に要する費用でございます。

目 3 ・道路新設改良費では、1 2 億 6 0 0 3 万 9 0 0 0 円を計上しております。

8 7 ページをお願いします。

説明欄の単県道路事業負担金事業 9 1 5 万円は、県道氷川八代線など 3 路線の改良工事や県道八代不知火線など 2 路線の側溝整備など、同事業に係る負担金でございます。

市内一円道路改良事業 6 億 9 5 6 6 万 8 0 0 0 円は、市民生活に密着した市道の交通環境改善を図ることを目的として、計画的な拡幅改良やバリアフリー化などの推進に要する費用でございます。

工業団地関連道路整備事業 3 億 8 0 0 0 万円は、新規事業として、県が整備いたします工業団地に伴い、周辺道路の整備促進を図るため、現在整備を行っております竜西幹 4 号線及び竜西東西 1 2 号線の早期完成を目指し、整備を進めるもので、3 月 1 2 日の企業誘致用地及

び新八代駅周辺整備に関する特別委員会で承認をいただいたところでございます。

内訳としまして、節 1 2 ・委託料 8 5 4 7 万 3 0 0 0 円のうち、8 0 4 7 万 3 0 0 0 円が当委員会関係分で、主なものとしましては、市内一円の 2 1 路線分の測量設計業務委託分でございます。

節 1 4 ・工事請負費 7 億 4 8 6 0 万円のうち、5 億 7 3 6 0 万円が当委員会関係分で、社会資本整備総合交付金事業や市単独事業で取り組む市道整備工事に要する費用でございます。

節 1 6 ・公有財産購入費 1 億 3 7 2 7 万 5 0 0 0 円のうち、1 4 2 7 万 5 0 0 0 円が当委員会関係分で、古閑中町古閑上町線ほか 4 路線分の用地購入費用でございます。

節 2 1 ・補償、補填及び賠償金 1 億 3 2 万円のうち、2 3 3 2 万円が当委員会関係分で、古閑中町古閑上町線ほか 9 路線分の建物や立木補償及び工事に支障となる電柱移転補償などに要する費用でございます。

目 4 ・橋梁維持費では、1 億 4 7 7 6 万 5 0 0 0 円を計上しております。

説明欄の市内一円橋梁維持管理事業 7 6 万 5 0 0 0 円は、橋梁の維持・管理に要する費用でございます。

橋梁長寿命化修繕事業 1 億 4 7 0 0 万円は、市道にかかる橋梁の定期点検や補修工事に要する費用でございます。

節 1 2 ・委託料 9 4 0 0 万円は、3 1 2 橋の橋梁定期点検業務委託及び井上町 2 号橋 2 などの 9 橋の補修設計業務委託に要する費用でございます。

節 1 4 ・工事請負費 5 3 0 0 万円は、鏡町の有佐貝洲大江湖線 4 号橋など 2 4 橋の補修工事に要する費用でございます。

目 5 ・橋梁新設改良費では、1 3 0 0 万円を計上しております。

説明欄の市内一円橋梁改修事業は、幅が狭く

通りづらい橋梁などの改修工事を行うものです。

節１２・委託料１５０万円は、暗渠補修設計業務委託など２件に要する費用でございます。

節１４・工事請負費１１５０万円は、千丁町と鏡町の暗渠などの改修工事に要する費用でございます。

８８ページをお願いします。

項３・河川費、目１・河川費では、１億４４４万２３００円を計上しております。

説明欄の二見川渇水対策施設維持管理事業１８３万３０００円は、南九州西回り自動車道・赤松トンネル建設時に発生した二見川の渇水対策として整備しました、揚水ポンプの運転経費及び施設の管理に要する費用でございます。

土砂災害危険住宅移転促進事業９００万円は、土砂災害特別警戒区域内に居住する方の安全地域への移転を促進するため、移転を行う者に対しての費用の一部を補助する費用でございます。

県河川海岸事業負担金事業１９００万円は、県により実施される、坂本町の大門瀬地区など４地区での急傾斜地崩壊対策事業や日奈久新海町の明治新田海岸など２か所での海岸メンテナンス事業に係る負担金でございます。

市内一円河川改修事業６３７９万円は、河川改修や除草など河川管理に要する費用でございます。

輪中堤内水対策整備事業（豪雨災害）５０８０万円につきましては、３月１１日の令和２年７月豪雨に関する特別委員会で承認をいただいたところでございます。

節１０・需用費６３０万３０００円は、河川護岸等の修繕料や二見川渇水対策用の揚水ポンプ等の電気料に要する費用でございます。

節１２・委託料７０６３万円のうち、２０１７万円は、当委員会関係分で、河川の除草、清掃業務委託、改修工事の測量設計業務委託に要

する費用でございます。

節１４・工事請負費３７００万円は、二見下大野町の萩尾川など８か所の改修工事に要する費用でございます。

節１８・負担金補助及び交付金２８５０万２０００円は、土砂災害危険住宅移転促進事業の補助金及び県河川海岸事業負担金が主なものです。

項４・港湾費、目１・港湾管理費では、６００万４０００円を計上しております。

説明欄の港湾管理事業４０５万７０００円は、市が管理する日奈久港及び鏡港の港湾施設等の維持管理に要する費用でございます。

八代港振興事業１９４万７０００円は、同事業に係る負担金でございます。

節１０・需用費１１３万２０００円は、日奈久港と鏡港の夜間照明灯の電気料や浮きフロート交換等の修繕料などに要する費用でございます。

節１２・委託料２８１万２０００円は、日奈久港の航路標識の設置や高潮時のポンプによる排水対策などに要する費用でございます。

節１８・負担金補助及び交付金１９４万７０００円は、八代港振興事業に係る熊本県港湾協会、海上保安協会、日本港湾協会、港湾都市協議会への負担金でございます。

目２・港湾建設費では、２億９７９８万２０００円を計上しております。

８９ページの説明欄の八代港県営事業負担金事業２億２７５０万円は、節１８・負担金補助及び交付金で、重要港湾と国際旅客船拠点形成港湾の指定を受けております八代港の国直轄事業や県営事業に係る負担金でございます。

次の港湾施設改修事業５４５万３０００円は、市が管理する日奈久港及び鏡港の港湾施設等の改修事業に要する費用でございます。

節１２・委託料１１２５万３０００円は、日奈久港維持管理計画書更新業務委託に要する費

用でございます。

節14・工事請負費4330万円は、日奈久港航路しゅんせつ工事に要する費用でございます。

下段の項5・都市計画費、目1・都市計画総務費では、15億5539万2000円を計上しております。

説明欄の都市計画法関係事務事業1380万3000円は、都市計画法に基づく土地利用等に関する業務を遂行するために要する費用で、都市計画マスタープランの改定や都市計画地形図の修正業務委託が主なものでございます。

景観形成支援事業237万4000円は、八代市景観条例及び八代市景観計画に基づき、良好な景観形成に対する支援を行うもので、景観審議会の運営や令和7年度から施行する景観重点地区である妙見宮周辺地区への景観形成に対する支援などに要する費用でございます。

すまいの安全確保支援事業（豪雨災害）1750万円は、令和2年7月豪雨により被災した坂本町における住居のかさ上げ等の安全対策や安全な地域への移転など、住まいの安全確保を支援する費用で、3月11日の令和2年7月豪雨に関する特別委員会で承認をいただいたところでございます。

公共インフラデジタルマップ事業256万1000円は、市内の公共工事における道路規制状況や災害復旧状況を市のホームページやスマートフォンで情報発信するYdマップの保守料で、システム運営や電子地図利用料などに要する費用でございます。

また、下水道事業会計への支出とします企業会計繰出金事業（下水）に14億800万円を計上しております。

節12・委託料1355万6000円は、都市計画マスタープランの改定、都市計画地形図修正業務委託などに要する費用でございます。

節13・使用料及び賃借料628万7000

円は、土木積算システムのリース代やYdマップの保守料などに要する費用でございます。

節18・負担金補助及び交付金2071万6000円は、令和2年7月豪雨災害関連としまして、すまいの安全確保支援事業に対する補助金が主なものでございます。

節27・繰出金14億800万円は、企業会計であります下水道事業への繰出金です。前年度比2000万円の減となっております。詳細につきましては、下水道事業会計で説明をいたします。

90ページをお願いいたします。

目2・街路事業費では、3億9024万8000円を計上しております。

説明欄の南部幹線道路整備事業1億8484万円は、前川を挟む県施工区間の橋梁下部工事及び上部工事、また、球磨川を挟む県施工区間の用地測量や建物等調査業務委託など、同事業に係る負担金でございます。

西片西宮線道路整備事業は、1億4380万円を計上しております。本事業の3工区は、令和4年度に事業認可を取得し、事業促進をするため、用地買収や建物等移転補償などに努めているところでございます。

中央線道路整備事業は、2420万円を計上しております。

本事業は、新規事業として八千把地区土地区画整理事業地内の古閑中1号線との交差点部分であり、区画整理事業の進捗に合わせることで、効率的に交差点部の整備ができることから、その整備に要する費用でございます。

節12・委託料1150万円は、西片西宮線や中央線の建物等調査業務委託などに要する費用でございます。

節14・工事請負費1052万円は、西片西宮線道路整備工事に要する費用でございます。

節16・公有財産購入費3200万円は、西片西宮線と中央線の用地購入に要する費用でござ

ざいます。

節１８・負担金補助及び交付金１億８４８６万７０００円は、南部幹線県事業負担金が主なものでございます。

節２１・補償、補填及び賠償金１億１３５０万円は、西片西宮線と中央線の建物等移転補償などに要する費用でございます。

目３・都市下水路費では、５４６２万９０００円を計上しております。

説明欄の雨水ポンプ場維持管理事業４１０万２０００円及び都市下水路維持管理事業２８５万９０００円は、日奈久浜町ポンプ場や宮地都市下水路などにおける維持管理に要する費用でございます。

樋門樋管操作管理事業７７６万４０００円は、球磨川流域の堤防に設置されている樋門など、４５施設の管理に要する費用でございます。

市内一円都市下水路整備事業３３６７万２０００円は、用途区域内の排水路の改良及び維持管理に要する費用でございます。

節７・報償費７８０万円は、球磨川流域に設置された樋門・樋管４５施設の操作員への報酬が主なものでございます。

節１０・需用費１０８６万９０００円は、市内一円の排水路の修繕や、日奈久浜町ポンプ場の燃料及び光熱費などでございます。

節１２・委託料４８２万４０００円と節１４・工事請負費２３５０万円は、上日置町排水路改良工事など１０か所の工事や測量設計業務委託などに要する費用でございます。

目４・公園費では、２億４５７１万８０００円を計上しております。

説明欄の市内一円公園維持管理事業１億１６８１万４０００円は、市内１００公園の施設修繕や清掃等管理業務委託、樹木管理委託などに要する費用でございます。

９１ページの市内一円公園施設整備事業１９

００万円は、市内一円の公園施設の改修に要する費用でございます。

公園施設長寿命化対策支援事業２４００万円は、鏡ヶ池公園ため池護岸改修工事に要する費用でございます。

都市公園安全・安心対策緊急支援事業５０００万円は、八代城跡公園の図書館横広場のトイレ改築工事に要する費用でございます。

こどもまんなか公園づくり支援事業は、１２４０万円を計上しております。

本事業は、新規事業として八千把地区土地区画整理事業地内に予定されている３公園において、国の補助事業を活用し整備するものでございます。

節１０・需用費２１０２万円は、施設修繕や電気料、下水道使用料などが主なものでございます。

節１１・役務費５０３万４０００円は、公園管理手数料やトイレのくみ取りに要する費用でございます。

節１２・委託料８９６万２８０００円は、公園の樹木管理や清掃業務委託に要する費用が主なものでございます。

節１３・使用料及び賃借料９８５万３０００円は、八代城跡公園などの土地使用料でございます。

節１４・工事請負費９０５０万円は、公園施設整備工事や長寿命化対策工事に要する費用でございます。

節１６・公有財産購入費２０７万円は、東片自然公園駐車場の整備に要する用地購入に要する費用でございます。

目５・区画整理費では、３億２６５２万３０００円を計上しております。

説明欄の八千把地区土地区画整理保留地販売促進事業は、民間の不動産業者の力を借りて、保留地の販売を促進するもので、３０８万２０００円を計上しております。

八千把地区土地区画整理事業基金事業は、保留地売却収入及び利子分を同基金に積み立てるもので、令和7年度は7359万6000円を見込んでおります。

八千把地区土地区画整理事業2億1840万円は、区画の整地や区画道路の築造及び舗装工事などに要する費用でございます。

節7・報償費308万2000円は、保留地紹介手数料でございます。

節12・委託料1173万9000円は、画地測量や補償費再算定等の業務委託などに要する費用でございます。

節14・工事請負費1億2347万円は、保留地などの整地工事や区画道路の築造及び舗装工事に要する費用でございます。

次のページ、92ページの節21・補償、補填及び賠償金8490万円は、建物等移転補償や農業所得補償などの費用でございます。

節24節・積立金7359万6000円は、同基金への積立金でございます。

下段の項6・住宅費、目1・住宅管理費では、2億9244万9000円を計上しております。

説明欄の公営住宅管理事業7331万円は、公営住宅施設管理業務委託や老朽箇所の修繕及び給排水設備や浄化槽設備等の保守点検、市営住宅の維持・管理に要する費用でございます。

公営住宅ストック総合改善事業1億5300万3000円は、流藻川団地の給水設備等の改修や沖町団地の解体等に要する費用でございます。

公営住宅施設整備事業2770万円は、団地内の浴室改修など老朽化した設備の取替えや改修、また、入居から長期間を経過した入居者の畳取替えなどに要する費用でございます。

節10・需要費3043万8000円は、市営住宅の光熱水費や施設・設備の修繕料が主なものでございます。

節11・役務費359万3000円は、害虫駆除や高架水槽の清掃、飲料水の水質試験などの手数料が主なものでございます。

節12・委託料5172万9000円は、市営住宅の各種設備の保守点検委託や施設清掃委託、施設改修工事に伴う設計業務委託や公営住宅施設管理業務委託などに要する費用でございます。

節14・工事請負費1億4205万円は、流藻川団地の給水設備等改修工事や郷開団地屋上防水・外壁改修工事、沖町団地解体工事などに要する費用でございます。

節17・備品購入費1850万2000円は、植柳上町第一団地の電気温水器購入などに要する費用でございます。

93ページをお願いいたします。

目2・住宅用地造成費では、3万7000円を計上しております。

説明欄の宅地分譲貸付事業は、定住促進のために造成した宅地分譲地の販売及び貸付けを行うものでございます。

目3・住宅建設費は、説明欄記載の災害公営住宅整備事業（豪雨災害）であり、3月11日の令和2年7月豪雨に関する特別委員会で承認をいただいたところでございます。

少し飛びまして、108ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費3億6946万9000円は、令和4年の台風14号及び令和6年台風10号により被災した泉町の市道八八重～四方田線及び五家荘～椎葉線を復旧するための測量設計業務委託で、節12・委託料687万円及びその復旧工事に要する費用、節14・工事請負費3億6259万9000円でございます。

最後に、配付しております資料の説明をさせていただきます。

右肩に委員会資料、令和7年3月13日、建設環境委員会、議案第7号、建設部と記載しております、令和7年度八代市一般会計予算（建設部所管分）です。よろしいでしょうか。

表紙をおめくりいただき、3ページを御覧ください。

この資料は、令和7年度に市内一円で実施する主な事業箇所を示した位置図でございます。

左上の凡例にありますとおり、市内一円道路改良事業と生活道路緊急対策事業を茶色で、市内一円河川改修事業を青色で、港湾施設改修事業を黄色で、西片西宮線、南部幹線、中央線道路整備事業を黒色で、市内一円公園施設整備事業と公園施設長寿命化対策支援事業及び都市公園安全・安心対策緊急支援事業並びにこどもまんなか公園づくり支援事業を緑色で、公営住宅ストック総合改善事業を紫色で、八千把地区土地地区画整理事業を金色で表示しております。

4ページをお願いいたします。

この資料は3ページの八千把地区土地地区画整理事業を拡大した資料で、今回の新規事業としまして計上しています、こどもまんなか公園づくり支援事業と中央線道路整備事業の位置を示した資料となります。

右中央部の交差点部をさらに拡大した右上の図を御覧ください。

赤線部分の内側が区画整理事業区域で、そのうち黄色で囲ってあります区域が同事業で取り組んでいる古閑中1号線でございます。

今回、市民球場南側駐車場にあります仮設住宅が5月末までに撤去されると伺っておりますので、交差点部を効率的に整備するため、今回青線で示しております都市計画道路中央線道路整備事業で取り組むこととしております。

なお、今回の交差点整備につきましては、県内4例目となる信号機不要のラウンドアバウト形式の交差点となる予定です。

以上で、令和7年度八代市一般会計予算の建

設部所管分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（堀 徹男君） まずは、冒頭、部長から総括であった分で、今回9.1%の土木費の伸びということで説明があつて。

議案説明書を見る中でそのどの部分が伸びたのかなということで昨年度の当初予算の概要と比較をしてみたところだったんですよ。どこが増えているのかなと思って。

まずは、やっぱり一番気になったのが、市民とか校区要望から一番上がっている道路改良とか、道路の維持の部分。そこの部分を見てみたところ、昨年度の当初予算と比べると、ほとんど10%から20%ぐらいの減になってたものですから、おやおや、これは待てよということで見えていたら、今回、新規で生活道路の緊急対策事業ということで、3億5000万円ですか、上がっていたということで。

もっと説明であつたように、整理統合をして、今回の緊急事業に持っていかれたのかなというふうには思ったんですけど、大体、市民とか校区要望の部分クリアしていくのに、この事業に集約したというか、統合したというか、そういう部分もあるのかなと思って、一応、確認のために聞いておきたいなど。

○建設部長（西 竜一君） これまで道路維持事業並びに市内一円道路改良事業ということで、市道の整備ということは要望も含めて、舗装とか、改良工事については行ってきたんですが、地域市政懇談会とかです、市民からの要望というのはかなり。

中でも舗装の老朽化というのはひどいのでというような要望もありまして、短期集中という形になりますが、3年間をめどに生活道路対策事業というものを創設しまして、集中的に舗装

を中心に整備をしましょうという事業を追加しました。

ですので、その3つの事業を合わせて、要は生活道路関連を整備していこうということで、要望対応ということにもなるかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 決算委員会も含めて、我々、建設環境委員会の中でも、山本委員はじめ、道路要望というのは一番市民の要望だということをやっと皆さんおっしゃってきた中で、それを予算として反映されたのかなというふうに評価したいなと思っていたんですけど、それでよかったですか。

○建設部長（西 竜一君） ありがとうございます。そのとおりでございます。

○委員長（橋本幸一君） ちなみに決算委員会の要望ということで、財務部長含めて、こういう要望があったということで、当委員会から申入れしておりましたので、その辺は御承知願いたいと思います。

○委員（堀 徹男君） 評価されたということですね。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 関連です。

一般会計の予算の中で款の土木費の中で先ほど来、堀委員も質問されておられましたが、道路維持費。部長の解釈、部長の説明で納得しております。

新規として生活道路の緊急の対策。緊急の対策。この2つの文字を入れられたというのは、私は本当に歓迎をします。

緊急で、今、生活道路が、緊急じゃないですけども、はっきり言ってから、補修や凹凸はあるわ、凸凹はあるわ、水はたまるわ、本当に市内、私は2日間ぐらいかかって、自分なりに調査したところが6割から7割ぐらい。その中でも白線が消えてる。

そして、この前のスリーデーマーチがありました。私の前をずっと長いコースがありましたので、何時間も私はそこでお出迎え、そして、激励をして。

ところが、その日がちょうど雨でした。私のところの道路の幹線道路は、もう左右はもうはっきり言って、水たまりばかりで、その水たまりの中を横切りながらダンプが通っていきました。うち方ん前の道路はもうダンプですか、トラックがずっと通っていきます。

ものすごく危険性がありまして、私も道路整備をさせていただいたという、そういう状況があった中で、本当に生活道路の今の凹凸というのは激しいと。

もう何十年前でした。道路の凹凸調査をある課長が大変力入れてやった後は、ほとんどその計画どおり行っていないんですよ。行っていないですから、この前もう今の今、今回新しくなられた橋本委員長に決算審査の中でこの道路維持事業の予算増額をしなければ、校区要望としてのですね、もうこの進捗率というのは20%以上はなかなか難しいと。

だから、特別に短期間に緊急的な措置を予算計上しなければ、つまらないですよということの意見は申し上げ、委員会としてまとめ、委員長が執行部に要請をしてほしいと。私は橋本委員長にくれぐれもお願いして、ある懇親の場で橋本委員長が財政部長に直接でした、私も「山本委員、今、直接言うてきたけんが」ということでですね。

それと、担当の西部長にも耳打ちをされたとは、その光景を見ておりましたので、しっかりこの対応をされたというのは、西部長をはじめ、担当職員さん、特に涌田次長あたりも努力されたと思います。

3年間という一般質問で出てきましたね。緊急の対策、予算計上というのが。これ3年間で計算しますと予算事業の中で、一般会計の中

で、道路維持の事業で2億9400万円。一昨年は4億7000万円。それと緊急の対策。合わせて2億3000万円ぐらいなるわけですが、これを3年間の中でどこまでその進捗をするのか。そして、新しい道路改良・道路維持の修繕等々がどれだけできるのか。そのやり取り分析をした中で、財務部については3年間ということで、もうはっきり言ってから打診をされて、今回の予算計上になったわけですので、よろしかれば今後3年間の様子を見ながら、維持費は減っていくわ、予算は。緊急対策が増えていくわ、となりますと、道路改良が主なんです。

維持費の場合は、修繕とか穴のつぼげととか、舗装がうっかえととか、道路維持もある程度予算計上していただきたいと、私はですね。

緊急対策は緊急対策事業で、これは新規として私はすばらしい貢献をされたということは評価します、これは。大評価です。今までなかったことなんです、これは。

そういう中で道路維持事業も、少し予算計上も、そういう理解の中で、委員会でこういうのがありましたということで言うのであれば。予算審議の中ですからですね。

ぜひとも今回の予算については、本当にすばらしい予算、獲得をされて、予算の計上、説明をいただきましたので、全くは私は納得し、賛成をしたいと思います。

部長、どうでしょうか。お聞かせください。

○建設部長（西 竜一君） おっしゃるとおり、道路維持事業という部分は、事業費的には減ということになっていますが、基本的に今まで道路事業で取り組んでいた生活道路の舗装というのを特出しして、生活道路緊急対策事業ということをやっています。

合計でいけば、道路維持事業からは昨年より増額してはいるんですが、今後3年間というよ

うな緊急対策事業で取り組みますということですので。

これが、その3年間で、財政当局と話したのは、3年間をめどということにしていますが、その後の維持事業の継続的なものについては、また、その進捗をですね、3年間の進捗を見て、それを見て、やはりこれは続けなくちゃいけないとか、そういう判断ができましたら、他の事業とのやり取りというとも出てくるかと思いますが、補助事業を活用するとか、そういうのもやりながら、おっしゃるとおり、維持事業については、継続的にある程度、予算が確保できるように頑張っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

ほかに。

○委員（堀 徹男君） 危険ブロック塀除却促進事業についてお尋ねをしたいんですが。

まず、現行の基準のブロック塀の危険と認定されるそのブロック塀の基準ですね。高さとかというやつと、それと、官民の境界上に存在しているやつかな、いわゆる道路と接している部分が対象なのかなというふうに思うんですけど、民民が対象外だったかな。民民境界の分がですね。

それも民民境界にある部分の危険ブロック塀の指導についても、行政のこの仕事の範疇なのかなと。

今、3点ぐらいだったかな。ちょっと教えていただければなど。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） 建築指導課の豊田でございます。よろしくお願いします。

堀委員の御質問のまず1点、対象になるブロック塀ですけど、2.2メートル以上のブロック塀を対象としております。

それで、あと民民の境界も一応、基本的には対象となるのは、道路に面した部分のブロック

塀で、今現在はそれに準じて民民の境界のブロック塀も危険なブロック塀に該当すれば、除却をお願いしてます。

ただ、民民の部分については、今のところ補助対象にはしていません。

ただ、4月からちょっと変えて、それは民民は壊さなくても、道路だけ、道路面だけでも対象にするような、要綱とか取扱いの改正を考えております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 公道に接している部分にあるブロック塀はこれの対象なんですよ、そもそも。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） はい、そうです。

○委員（堀 徹男君） 今の危険ブロック塀の除却の促進については、建物の所有者側が自ら進んで、危険だから除却したいから補助金という申請のスタイルになっているのかなと思うんですけど。まずそうなのか。

それとも、例えば民間の方から指摘があって、あそこのお宅は基準を満たしてるようなブロック塀じゃないから、例えば指導してくださいよというようなね、情報提供があって、そこに行かれて、こういう補助金がありますから、されてはどうですかというアプローチしてるのかというのとですね。

ちょっと違うかなと思うけど、今、状況どうなんですかね。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） 一応、堀委員の言われたとおり、基本的に申請、危ないから申請、壊しますから申請しますというのが基本のスタイルです。

ただ、周辺からいろいろ通報とかあって、そういうブロック塀をうちで見に行って、その危険があれば、当然、手紙やら何なり出して指導を行って、こういう事業をやってますので、御利用いただけませんかというふうな指導は行っ

ております。

以上です。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 一般会計予算の87ページ。橋梁の新設の改良のところですね。違う違う。橋梁の維持費ですけども、長寿命化の中で1億4700万ほど計上してあるんですが、概要の説明等の中でも、その点検業務というのが312橋かな。これは点検は、今までの点検で大体どれくらい点検する橋梁というのがあるんですか。何割まで点検、もう全部、点検終わったんですか。そこあたりを確認させてください。

○土木課長（福浦亮二君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）土木課の福浦です。

委員御質問の橋梁の点検ですけど、全橋梁は1857橋ありまして、点検のほうは、今、3巡目のほうを行っております。

一応、全橋梁の分には、点検のほう行って、これが5年に1回の点検ということになってますんで、今、3巡目のほうの点検を行っているとところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 3巡目の点検が一応、終わったと理解してよかな。

○土木課長（福浦亮二君） 今、3巡目の点検を行っているところでございます。

1857橋あるうちをちょっと分割して、それぞれにちょっと年度をずらしながら行っておりますので、今、3巡目のほうを行っているところでございます。

○委員（山本幸廣君） 結論から言えば、全部終わったということね。全部終わったということ。

その中で優先順位という、優先順位の確立というのは、優先順位はどのような優先順位をや

ってるのかというのは、中身についてはいいんですけども、危険性があるところがたくさんあるというのも私も認識をしておるんですよ。これは今後にもそれあるもんだから。

そこら辺りを、しっかりした点検を、どのような点検の方法をやられるのか。委託をされると思うんですよ。ほとんど担当の職員が点検するということは、なかなかないと思うんですけども。金づち持ってから、こんこんたたくのか、どういうことかわかりませんが。

そういう中でやはり校区ごとにということがずっと今回はもう記載をされて、概要してあるんですけども、校区ごとの橋梁の点検で優先順位等をですね、私、つけていただきたいと思うんですよ。校区ごとの橋梁の。

全体的やったら、橋梁が多いところはたくさんあるじゃないですか。校区に少ないところあるけども、危険性が高い。そういうのがあるものですから、よろしかれば、そこらあたりについてお考えを聞かしてください。

そのようにやっていますよといえ、それをいいんですから。基準を持ってやっとなんていっていいんですけど。

○土木課長（福浦亮二君） 今の点検した結果は、健全度ということで、早急に対策が必要とか、そういうところの健全度3の橋梁に関しては、計画をもちまして、一応、ずっと健全度3の橋梁につきまして、計画を立てまして、今、補修だったり、そういうことで維持管理のほうを行っているところでございます。

委員さん言われたことに対しても、校区ごとの橋梁ということに関しては、今のところはそういう位置づけでは計画を行っておりませんので、今後そこら辺も含めまして、見直しとかですね、そういうところがありましたら、そこをちょっと見直しのほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 要望で言いますから。

○委員長（橋本幸一君） じゃあ、後で。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（田方芳信君） 88ページの土砂災害危険住宅移転促進事業の900万円。これは何件ぐらい今、対象になってるんですか。

それと、先ほど堀委員のほうからありましたが、これを申請するに当たってのやり方としては、そこんところもちょっと教えていただければ。

○土木課長（福浦亮二君） 委員御質問の危険住宅の移転、今年度上げております900万円ですけど、一応、予定としましては、3件程度の移転の予定で計上しております。

1件の申請に関しまして、最大300万円ということになってますので、その分の3件分ということで900万円ということで計上させていただきます。（委員田方芳信君「やり方は」と呼ぶ）

やり方のほうとしまして、レッドゾーンといまして、土砂災害危険区域のレッドゾーンから、建ってる家のそれからレッドゾーン以外のところに移転するということが対象になっておりますので、指定されているその地区に関して、そこからの移転ということですので、全部が全部というわけではございませんので。

その方が移転することで申請をいただけたら、そういうことで審査をいたしまして、その補助金を出すというような感じになっております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（田方芳信君） はい、分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 今回、計上された分については、昨年度の実績に基づいてだったりと

か、田方さんがおっしゃったように、そのアプローチの仕方だと思うんですね。

本人の申請待ちなのか、それともレッドゾーンの中にいらっしゃるお宅には積極的にアプローチをして、移転を促した結果、3件の見込みがあって、今回の予算計上になっているのかということだろうと思うんですけど。

その点については、今の見解は、状況はどういう流れで、今回の予算計上になってるのかなというところをですね、お尋ねしたい。

○土木課長（福浦亮二君） お尋ねの件ですけど、土砂災害危険住宅移転促進事業に関しましては、周知のほうを、パンフレットを配ったりとか、一応その辺の周知を行っておりまして、その周知に基づきまして、そこにお住まいの方からの申請というような感じになっております。

また、併せて豪雨災害に遭われた方も対象になっておりますので、そこら辺も含めて、今のところ、個人さんからの申請ということで上がってきているような状況でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） いや、ちょっとそこなんですけど。今回の予算計上は、その申請の見込みがあつてのことなのかなということ。

○土木課長（福浦亮二君） 一応、今年度3件上げておりますけど、今年度とか、そこから一応相談とかがあっている中で、一応、予算のほうを計上しております。

そのそういう書類がそろいましたら申請という形になりますので、そのときに予算が発生するというような感じになります。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本貴喜君） 生活道路緊急対策事業で予算が上がってということだったんですけど

ど、決算委員会のときも部長の答弁とかで大体何%ぐらいの要望達成率だったみたいなのがあったんですけど、この予算の組み方で達成率がどの程度想定されるのかなというのが分かればいいかなと思ひまして。

○土木課長（福浦亮二君） 地域要望に対する達成率ということでございますけど、今回、生活道路緊急対策事業としまして3億5000万円ほど増額いたしましたけど、年々、要望件数が多いことから、増やしたことによってすぐ上がるかというような、なかなか、数値のほうに表せるようなことはちょっとできませんで。

一応、大体3割程度が、毎年、地域要望の対応率なんですけど、それがもうほんのちょっと上がるぐらいで、10%も上がるとか、そういう感じにはなりません。

部長の総括のほうでも述べられたように、今年度、令和6年度の実績の整備延長が、今年が一応7キロぐらいなんですけど、それに今年度の予算のほうの整備延長を、予定の整備延長をしたところが10.5キロぐらいになります。一応、そうしたことで約1.5割ぐらいの整備ができるような感じになります。

ちょっと対応率ということは難しいんですけど、比較といたしまして、整備率でお答えしたいと思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） ありがとうございます。

そうですね。年々やはりこう上がって、要望の数が増えてきているということで、パーセンテージは難しい。すいません。その点は理解いたしました。

あと、もう一つ、公営住宅施設整備事業のほうで、市営住宅置取替及び浴室改修ということで368万円上がっているんですけども。

専門的なところになるんで、あれなんですけ

ど、浴室と畳が入ってまして、浴室は多分ものすごい金額が大きいんだと思うんですよ。畳が張り替えなのか、新調なのか、ちょっとあれですけども、畳を想定ですね、一枚が幾らで想定して、どれくらいを考えられているかだけ、ちょっとお聞かせください。

○住宅課長（上村和寛君） 今、委員から御質問の畳の張り替え事業ですけども、こちらのほうが入居後30年以上経過している方につきまして、市のほうで畳表と床どこを取り替えるということで計上しております。

金額につきましては、これが8戸分ということで予定しておりますので、その住宅によりまして部屋数が違いますので、金額を出して、その中からということで、単価的には、すいません、そのような形では出しておりません。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） ありがとうございます。8戸分という、ちょっとあれですけども。

今、私が公共事業の畳の張り替えとかするあれはないんですけども、以前してたときに、やっぱり結構古くなっているところかあって、それから比べると、金額等も、年々やっぱり、イグサもそうですけども、材料のほうも上がっていったらというところだったので、ただちょっと気になって、質問させていただきました。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） これここで聞いていいのかなと思うんで、八代港の県営事業負担金の件なんですけど、ここでいいですか。

港湾メンテナンス事業の中でフェリー桟橋の整備というのに150万円の負担金が出るようになってるんですけど。これフェリー桟橋というのは、いわゆる岸壁からフェリーにつなぐ可動橋の部分なのかなというふうに、ちょっとよく分からないんですけど。

もしそれなら、フェリーがもう廃止になって

何十年ですかね。相当な期間が経過してるんですけど、毎年このフェリー桟橋のメンテナンスにお金が出てってるんだとしたら、県のほうに、フェリー桟橋をどうしたいのかっていうようなお話を持って行かれてもいいんじゃないかなと思うんですけど。

今どれぐらいの情報をお持ちなのかなという。お答えできますかね、その担当。

○港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長（大江田浩隆君） 委員御質問のメンテナンス事業のフェリー桟橋の整備なんですけども、こちらは、これまでに整備の予算がついたことはなくて、現状はフェリーがついてたときの桟橋がまだ残ったままになってまして、豪雨災害後とかも、もう強度的には使えないという状況になっているとは聞いております。

そちらの応急的な整備というか、若干危なくないような手を入れるというようなイメージでは今のところ聞いているところですので、恐らく整備費用としても、今年度、次年度だけの予算になるかなというふうには伺っているところです。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 予算書の細目を見て、ちょっとびっくりしたんですけど、都市下水路費という目の中で職員さんが1人、1名分って人件費の分かな、が括弧書きで一般職1人って書いてある分があるんですけど。これ1人でどのような担当の仕事されてるのかな。ちょっと気になったもんですから。

ここは、説明欄には4つほどいろんな樋管の管理業務とか書いてあるんですけど、どんなことされてるのかなと。

○土木課長（福浦亮二君） 予算書のほうで都市下水路費のほうでは1人ということで計上しておりますけど、一応、この都市下水路のほう

を行っている河川港湾係といいまして、係長合わせて、3人で港湾のほうと河川のほうを整備を行っておりますので、そちらのほうでどちらの人数も計上しておりますので、その係のほうで一応、対応を。今年、下水路だけじゃなくて、流動的に、係で対応しておりますので、一応、計上上は1人ということにしております。（委員堀徹男君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 今回、予算書をずっと見る中で、職員の配置、職員の数をですね、予算書でずっと目を通したんですが、新規の事業というのがあります。特に新規事業はもう県が工業団地と新八代駅周辺も含めてですけども、担当部としては、もう大変な事業量になると思うんですよ。この事業量を見たとき、新工業団地の整備事業も含めてですけども。今日も説明がありましたけどもですね。

その中でほとんど一般職員って増えてない。それで、増えた分が都市計画総務かな、これが前年度は13人から15人増えたかな。15人ですから、2人ぐらい増えとるかな。一昨年は13人だったですけども、ここには2人増えてるんですよ。

だけん、全体にやっぱ土木関係の工業団地関係についてとか、あのあたりは大変こう国道3号とか、いろんなところと交差したり、そういうところあるもんですから。

それと、単独で市の道路の整備とかなんかはやっぱ市関係でお話が出ると思うんですよ。やっぱ県とか、国とかなったときには大変だと思うんですよ。

それについてのやっぱ事務処理というのは、大事な事務処理しておかなければ、やっぱ何年延ばしたら、会計検査でやられたり何かするもんですから、私、心配をして、この一般職についての増員を来年度は計画せないかなとかなと。

今年については、流用的な問題がありますけれども、どこからかやっぱこうお借りをしたりとか、技術系がお借りしたりとか、そういうことはできるかもしれませんよ。そりゃまあプロセスの中で。

けども、この予算書を見た範囲内では、それは人事課あたりも配慮してやらないかんだったですもんね。配慮してから。これだけのやっぱ大型・小型の事業をするわけですから。

そういうふうに私はと思いますが、部長の御見解をお聞かせください。

○建設部長（西 竜一君） おっしゃるとおり、新規事業であつたり、事業そのものの複雑化とか要望もいろんな多様化しておりますので、それに対応するいわゆる技術職員というのは確保しなければいけないというような状況でございます。

一番、事業が多い土木系の職員に関しましては、人事課にも、土木系の職員の採用要望等はやっているんですが。

試験を受けられる方々はいらっしゃるんですが、なかなか採用まで至ってないと。今年に関しましては、もう要望をしてる、要は募集をしているのに、採用がゼロというような状態で、いわゆるその人員を確保するというそのものが、市役所外から、新採であつたりとか、民間から来られるという方も今はいない状態なんですね。

採用を、当初だけでなく、途中採用とか含めて、人事課もいろいろと検討していただいておりますが、なかなかそれが実を結べていないというのが現状でございます。

それをどうするかということは、採用のやり方とか、そういうのもいろんな自治体とか工夫しておりますので、そういうのも参考にしていけたらいいのかなというふうに、今、すみませんが、なかなか募集に対して、採用というような

形に至っていないというのが今、現状かなと。一つの問題点ということになるかと思います。

○委員（山本幸廣君）　そこで、委員長、出番でございます。

なぜかといいますと、私はやっぱそういう意見を、ちょっと話を聞いた経緯があるんですけど、他市も一緒ですもんね。

けども、やっぱしこれだけ河川区域を持つとるそのデルタ地帯の街というのは、必ず災害が起きるんですよ。そういうことを考えればですね、やっぱし民間からでもやっぱし工業大学、技術系ですね。宮崎大学の方、福岡大学の方なんかおられますけども。

やっぱそういう中で委員会として、委員長、よろしかれば、技術系の職員の採用ですね。それと、やっぱ民間からの技術系の、はっきり言ってから、募集等々をひとつ委員会では、ぜひとも委員長のお力をいただいてから、要望をさせていくようにしていただきたいと思います。が、よろしいでしょうか、委員長。気合を入れて、いっちょお願いしますけど。

○委員長（橋本幸一君）　委員長の発言はちょっと今。

皆さんの意向というのは、そこは十分伝えてまいりたいと思っておりますので。今日は予算委員会でございますので、含めてそこは伝えておきます。

ほかに。

○委員（堀　徹男君）　公営住宅管理事業について伺います。

古嶋議員と太田議員からも一般質問があつったと。ある程度は聞いて、メモしてる部分はあるんですけど。

今回の予算の内訳を見ますと、1358万円相当で公営住宅の施設管理業務委託というのが令和8年の1月からね、今度、令和7年度内で上げられています。

債務負担行為で、同じく令和8年の4月から

ということになるんでしょうけど、それだとこれ1億7000万円ぐらいが設定してあるんですよ。

その仕組みがよく分からない部分があるのと、それから将来的には、何でしたっけ、指定管理者制度移行まで含めてという答弁があつたと思うんですけど。

その前段でその民間業者さんに委託をするというときに、委託をされる業者さんの選定とか、プロセスとかっていうのは、どのようなイメージでいればいいのかなという、その2点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○住宅課長（上村和寛君）　住宅課の上村です。

まず、1点目ですけども、債務負担行為3年間で金額のほうについて御説明いたします。

まず、1年目につきまして、来年、令和7年度は1月から3月までの分になりますので、単純に1年間全体分の4分の1程度が委託費となります。2年目、3年目につきましては、大体8500万円程度を予定しておりますので、その3つ分を足しますと、この金額ということになります。よろしいですかね。

1年目が1300万円、2年目、3年目が8500万円程度ということになります。（委員堀徹男君「うーん、なるほど。令和8年度と令和9年度ということですね」と呼ぶ）そうです。令和8年度と令和9年度です。（委員堀徹男君「はい、はい」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君）　よろしいですか。

○委員（堀　徹男君）　それと、委託をされるプロセス。

○住宅課長（上村和寛君）　こちらは企画提案型で行いたいというふうに考えております。

来年度に入りまして、公募をかけまして、そして、契約を1月から管理委託を1月からスタートしたいというのが、来年度、令和7年度は1月、2月、3月を実施したいというふうに考

えております。

3年間行きます。実質、2年と3か月になりますけども、3年間行いまして、事業のほうを検証いたしまして、最終的には管理委託をしたいと考えております。

今回しますのは、あくまで個別の小さな修理とかですね、あと、設備関係の保守点検あたりをお願いしたいと思っております。

以上です。（委員堀徹男君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 会計予算の91ページ、款の土木費の中で目のですね、5の区画整理費のところの八千把の土地区画整理、長年長年、計画をして、事業費も莫大な事業になってまいりました。

私も担当のときに区画整理については、ちょっとしたその地域の発展のためにこれは短期間にやったほうがいいんじゃないかというようなことも言った経緯があります。

そこで、今回の予算についても、概要の中で補助のところの数字と、それから単独が2億何千万ぐらいありますね。単独ですから、もうはっきり言って市債だろうと思うんですけども。私の記憶の中では市債だろうと思うんです。はっきり言ったら、借金ですけども。

そういう状況をずっと続けていった場合ですね、もうはっきり言ってから、見渡す限り区画整理しようかと、その周辺をですね。

ある程度来たならば。これ結果から言いますと、あと何年ぐらいで終わるんですか。令和12年かな、これ書いてあるのは。それで終わりますか。ちょっと説明してください。

○都市整備課長（竹田圭志君） 八千把地区土地区画整理事業につきましては、令和10年度末、令和11年3月31日を予定しております。一応、それを目標にですね、今、頑張っております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 目標というか、もう完全に、令和12年には終わるということだった。そりゃ終わらない。目標。

○都市整備課長（竹田圭志君） 何回もですね、延伸をしてきておりますが、令和10年度末に完成するように、予算の確保もろもろ努めて終わらせる予定でおります。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） なぜ私が質疑をしたというのは、補助率が高いときならいいんですけども、補助率がもうこういう状態になってきたら、大変やっぱ単独でいかないかん。ここらあたりがですね、もう本当に苦しい財政状況の中で、私があえて言うんですけども、なるだけならば早めに終わって、早めに終わることをですね、今、目標を立てておられますから、目標に近くですね、頑張ってくださいと思います。

もう答弁要りませんから。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） こどもまんなか公園づくり支援事業ということについて、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

こども未来戦略に基づいてってということで、子供がメインの公園を造られるというイメージでおっとですけど、本当に子供がメインで遊べる公園として造れるのかなという。

今、公園、ちょっとした空き地があるとですね、すぐグラウンドゴルフをしに来られたりとか、子供が遊べるための公園を造っというんですけど、子供が遊べない公園になってしまう部分がいっぱいあるんですよ。

そこで、ちょっと確認というか、どんなイメージの公園であるのか、いけるのかなという。

○都市整備課長（竹田圭志君） こどもまんなか公園づくり支援事業につきましては、こども計画において、子供の遊び場となる都市公園の

整備に関する方針を位置づけまして、子供の遊び場が不足している地域に公園を造るということで、公園整備を行うんですけど。

今回、親同士、地域住民の方も含めてですね、ワークショップを数回行いまして、皆さんが使えるような公園の設計等を行って、グラウンドゴルフ等をされるのが最近ありますけど、子供さん、お年寄りの方も使えるような公園づくりを目指していきたいと考えております。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） いいです。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） 道路パトロール車は今何台おるの。予算計上がほとんど変わらないけん、毎年。

○土木課長（福浦亮二君） 委員お尋ねの道路パトロール車でございますけど、一応、土木課のほうで管理してます道路パトロール車は、今のところ、トラック等を含めまして、3台でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） これは、西部長、道路パトロールのですね、結論からいうと少ないということなんですよ。道路パトロールが多ければ、もうはっきり言うて、苦情も少なかったですよ。パトロールさんに苦情言うけんから。

それがやっぱり市政協力員さんあたりにどんどん言うていくもんですから、ほとんど要望をやっぱ要請せないかん。パトロールさんがある程度、あと1台か2台ぐらい増やしてですよ、そこでもう即答できるような、もう少ししたらこういうことをしますよ、と言うたら、苦情が少ないと思うんですよ。

やっぱパトロールは、私もよその地域のところはやっぱ多いですもんね。そして、もううちは黄色とあれでしょ、黄色に白かな、パトロール車。

やっぱああいうのが、完全にその人たちが道路を走るわけですから、凹凸であろうが、舗装がうっかえとろうが、危険性があるところはすぐ措置していただくし、できないときには担当に、あそこが一番、危険がありますよということでお願いして、即対応をする。

そういうことを私は目指していただければ、来年ぐらいは1台でも確保すればなというふうに思いますけどね。

いかがですか。部長さん。

○建設部長（西 竜一君） おっしゃるとおりという部分があるんですが、県道のように、路線ごとに既にパトロールも含めて、委託をしているというようなところはいいんですが、それは路線が限られているということになるものですから、ですけど、市道については、かなりの距離がありますので、全てをパトロールを短い期間に回るということは難しいというのがありますので。

パトロール車については、増車とか、パトロールされる方の増員とかいうのは、今後考えていかなくちゃいけないと思いますが、一番いいのは、いろんな答弁等でも言っているんですが、地元からの情報提供、これに頼らざるを得ないところは往々にあるのかなと思っております。

全てが回って、パトロールできないところがありますので、地元の皆様のパトロールじゃないですけど、気づきというのを、逐一、今、アプリで通報できるというシステムを構築いたしましたので、そういうのを活用しながら、おっしゃるとおりパトロールの強化というのは重要だと思いますが、それも含めて、皆さんに周知お願いを行っていききたいなというふうに考えております。

○委員（山本幸廣君） 御理解いたしますが、要は個人的にアプリとか何とか、そこで事故を起こしたら大変なんですよ。パトロール車は保

険かけとるけんでから、そういうことを含めてから、やっぱ増員ぐらいしとってください。検討してください。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） すみません。先ほど堀委員からお尋ねの危険ブロック塀の対象なんですけど、すみません、私が間違っております。

道路面から80センチ以上と、あと、当該ブロック塀の高さが60センチ以上、この2つの条件を満たせば対象になります。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

○委員（堀 徹男君） さっき質問しましたけど、こどもまんなか公園づくり。タイトルがそれで造る以上はですよ、やっぱ子供が一番に、子供さんと子育て世代のお母さん、お父さんが楽しんで遊べるような公園をメインに造っていただきたいと意見として述べさせていただきました。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で、第7款・土木費及び第10款・災害復旧費についてを終了いたします。

小会いたします。

（午前11時54分 小会）

（午前11時55分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は一時から再開いたします。

す。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時01分 開議）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

それでは、休憩前に引き続き建設環境委員会を再開いたします。

執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○港湾・クルーズ振興課主幹兼港湾振興係長（大江田浩隆君） 午前中にお答えいたしました第7款・土木費のうち、八代港県営事業負担金について、堀委員から御質問いただきました内港地区のフェリー栈橋の整備につきまして、若干説明に相違がございましたので、訂正させていただきます。

こちらの内港地区のフェリー栈橋の整備につきまして、改めまして県のほうに確認しましたところ、従来フェリー等が着いておりました可動橋については、現在使用しておらず、今後も恐らく使用の見込みはないだろうということでございます。

来年度、予算化されておりますのは、その隣にくい打ち式の栈橋がございまして、こちらのほうは現在も作業船とか台船が使われていると。そちらの老朽化に対応するための予算ということで、令和7年度にまずは設計費として予算組みをされていると。その後、1年か2年かけて、老朽化に対応した補修を行われるということで伺っております。

以上、訂正とさせていただきます。（委員堀徹男君「了解しました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） 次に、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部から説明願います。

○市民環境部長（濱田浩介君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部、濱田でございます。よろしくお願いいたします。

します。

議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算のうち、当委員会所管の衛生費中、市民環境部が所管します当初予算の主な取組につきまして、総括を申し上げます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市民環境部長（濱田浩介君） それでは、令和7年度の主な取組について、大きく3点に分けて説明させていただきます。

まず、1点目は、環境関連施設の整備等についてでございます。

松崎町にある八代市斎場につきましては、供用開始から44年が経過し、火葬炉設備を含めた施設全体の老朽化が進んでいる状況でございますが、適切に維持管理を行いながら、施設の利用に支障が生じないように努めてまいります。

また、新たな斎場については、早期の整備を目指して、令和7年度は用地選定について最優先課題として取り組むとともに、併せて整備や運営の手法など、経済性の検討を行いながら、可能な限り早期に整備できるよう計画を進めてまいります。

また、供用開始から64年目となる八代市衛生処理センターにつきましては、浄化槽汚泥処理施設でし尿と浄化槽汚泥を受け入れ、水処理センターで最終処理を行う共同処理が順調に進みましたことから、昨年12月に解体工事に着手しており、令和7年度末の完了を目指し、工事の進捗を図ってまいります。

なお、八代市清掃センター解体工事につきましては、本年度末の完了を予定しておりましたが、敷地内の土壌の撤去等により工期を延長し、令和7年6月末の完了を目指しております。

2点目は、ゼロカーボンに関する取組でございます。

令和4年2月のゼロ・カーボンシティ宣言を

踏まえ、令和5年11月に、ゼロカーボンやつしろ推進計画を策定し、昨年11月には、市・民間事業者・関係団体等により構成する、ゼロカーボンやつしろ推進協議会を設立し、各主体間の情報共有及び取組の推進を図っております。

今後は新たな取組として学生幹事会を設置し、若い人の意見を聞きながら、ゼロカーボンに対する意識醸成を図ってまいります。

また、令和7年度は、市有施設の照明の100%LED化に向け、LED化が必要な全ての照明の詳細な調査を実施し、今後の更新計画や手法等について検討を行い、ゼロカーボンの取組を推進してまいります。

なお、住宅用太陽光発電システムや蓄電池の設置に対する支援については、引き続き実施し、各家庭における再生可能エネルギーの普及や利用促進を図ってまいります。

最後に、3点目は、ごみの適正処理及び減量化に関する取組でございます。

環境センターは、平成30年10月の本格稼働以降、安定したごみ処理を行っており、昨年度から受入れを開始した氷川町の可燃ごみにつきましても、大きなトラブルもなく処理できており、今後もごみ搬入量の把握等を行いながら、廃棄物の適正処理に努めてまいります。

また、ごみ減量化への取組として、本年4月にごみ分別ガイドブックの全戸配布を行い、それに併せまして、分別の一部見直しを実施し、市民の負担軽減を図ることで、さらなる資源化とごみ減量化を推進したいと考えております。

今後も施設の安定稼働に努めながら、ごみ処理の適正処理はもとより、エコエイトの緑地広場も含め、施設のさらなる活用を図り、環境学習の拠点としても、より多くの市民の皆様が御利用していただけるよう努めてまいります。

なお、環境部門の組織再編として、令和7年度から本市の環境施設の維持管理を一元化し、

業務の効率化を図るため、環境センターの維持管理を循環社会推進課から環境施設課に移管することとしております。

以上が、市民環境部が所管します主な取組となりますが、今後も市民の皆様の御意見を伺いながら、環境にやさしいまちづくりを目指し、着実な事業の遂行に努めてまいります。

なお、各事業の詳細につきましては、岩崎次長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） それでは、議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算中、本委員会に付託されました第4款・衛生費のうち、市民環境部が所管します歳出予算について、予算書の目ごとに順次説明させていただきます。

なお、建設部所管の予算が一部ございますが、併せて説明させていただきます。

初めに、予算書の72ページを御覧ください。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費でございます。7829万2000円を計上し、前年度より2万6000円の増額となっております。

次に、事業につきまして説明いたします。

右端の説明欄を御覧ください。

斎場管理運営事業及び、2つ下の斎場施設整備事業でございますが、松崎町にあります市斎場におきまして、適切な管理運営を行い、施設の定期的な修繕などを実施するものでございます。

真ん中の生活環境事務組合負担金事業（火葬

場）は、東陽町にあります八代生活環境事務組合斎場の維持管理における本市負担金と相互利用協定に基づいて、市民が八代生活環境事務組合斎場を利用した際、館内・外の差額を負担する斎場相互利用負担金を計上しております。

次に、節ごとに内容を説明いたしますが、主に金額が大きいものについて述べさせていただきます。

節10・需用費1364万6000円は、施設設備修繕料1059万9000円、電気料188万5000円が主なものでございます。

節12・委託料3301万6000円は、施設の運転管理業務委託3187万円が主なものでございます。

節18・負担金補助及び交付金3148万1000円は、八代生活環境事務組合負担金2717万2000円、斎場相互利用負担金430万9000円でございます。

次に、特定財源につきまして説明をいたします。

その他の特定財源867万円は、市斎場使用料835万2000円、氷川町からの斎場相互利用負担金29万2000円が主なものでございます。

次に、目4・狂犬病対策費でございます。949万6000円を計上し、前年度より35万2000円の増額となっております。

これは、報酬など会計年度任用職員の人件費を38万9000円増額したことが主な理由でございます。

狂犬病予防対策事業は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の事務に要する費用でございます。

節1・報酬から節4・共済費までは、会計年度任用職員1名の人件費でございます。

節10・需用費73万8000円は、犬の登録の際、飼い主に渡す登録鑑札や狂犬病予防注射を行ったことを証明する注射済票の購入費が

主なものでございます。

節１１・役務費８５万８０００円は、狂犬病予防注射を飼い主に通知する郵便料でございます。

節１２・委託料４９２万７０００円は、狂犬病予防集合注射業務委託３９２万円、犬の登録及び狂犬病予防注射の手続について、八代地域の動物病院に事務代行を委託する費用１００万７０００円でございます。

その他特定財源７３８万８０００円は、集合注射における飼い主の自己負担分３９２万円、犬の登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付手数料収入３４６万８０００円でございます。

続きまして、予算書の７３ページを御覧ください。

項２・生活環境費、目１・生活環境総務費でございます。２億６７５７万７０００円を計上し、前年度より８万４０００円の減額となっております。

生活環境総務費では、建設部が所管いたします小型合併処理浄化槽設置整備事業を実施しております。

節２・給料から節４・共済費までは、一般職３０名分の人件費でございます。

節１８・負担金補助及び交付金５５８５万８０００円は、小型合併処理浄化槽の通常分１３２基が主なものでございます。

なお、特定財源２４３１万９０００円は、本事業に伴います、国、県からの補助金でございます。

次に、目２・環境保全対策費でございます。５１６１万２０００円を計上し、前年度より８８９万３０００円の増額となっております。

これは、地球温暖化対策推進事業において、市有施設のＬＥＤ化に向けた照明調査業務委託２４４０万円を新たに計上したことが主な理由でございます。

環境保全対策費では、説明欄にございます自

然環境の保全対策を行う自然環境保全推進事業、環境保全行動を促進するため、自然観察会や出前講座等を実施する環境学習推進事業、環境基本計画に掲げる事業や環境保全活動に関する取組を進める環境パートナーシップ推進事業、公害の未然防止と環境負荷の低減に向け、悪臭調査や九州新幹線鉄道の騒音・振動調査などを行う環境保全対策事業、地下水を保全し、継続的な利用を図るため、塩水化調査や有害物質モニタリング調査などを行う地下水保全対策事業、地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの普及や温室効果ガスの排出削減を図るため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池の設置補助などを行う地球温暖化対策推進事業を実施するものでございます。

節１２・委託料２８２２万９０００円は、ゼロカーボンシティの実現に向け、市有施設のＬＥＤ化されていない照明を対象に詳細調査を行う照明調査業務委託２４４０万円、九州新幹線鉄道騒音・振動調査業務委託１７３万８０００円が主なものでございます。

節１８・負担金補助及び交付金２２２４万円は、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金としまして、太陽光発電システムや蓄電池、計２００基分の補助金２２００万円が主なものでございます。

なお、特定財源の県支出金は、騒音規制及び地下水採取に伴う届出事務など、権限移譲事務に関わる交付金２７万８０００円で、その他特定財源の４６４０万円は、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金でございます。

次に、目３・廃棄物対策費でございます。２億１６７５万４０００円を計上し、前年度より７億４８３２万５０００円の減額となっております。これは、清掃センター解体事業が令和６年度の繰越予算で完了することによる６億７２０９万５０００円の減額が主な理由でございます。

廃棄物対策費では、説明欄にございます環境学習や環境フェスタの開催、生ごみ堆肥化容器の購入助成などにより、一般廃棄物の減量化を図るごみ減量化対策事業、敷川内環境保全用地の維持管理を行う敷川内環境保全対策事業、不法投棄に対するパトロールや廃棄物処理場周辺の地下水環境調査などを行う廃棄物処理対策事業、環境施設の整備計画を作成する環境施設整備事業、郡築12番町にあります衛生処理センターを解体する衛生処理センター解体事業を実施するものでございます。

節1・報酬から節・4共済費までは、不法投棄や野焼き防止のパトロールを行う会計年度任用職員2名に要する人件費でございます。

節10・需用費195万8000円は、ごみ減量化などの啓発チラシの印刷製本費86万9000円などが主なものでございます。

節12・委託料1994万5000円は、衛生処理センター解体工事における施工監理業務委託1010万円、機材等の残置物処理業務委託100万円、そして、斎場整備における発注方式の経済性検討資料作成業務委託684万2000円が主なものでございます。

節14・工事請負費1億6460万円は、衛生処理センターの解体工事に関わる令和7年度分の工事費でございます。

続きまして、74ページを御覧ください。

節18・負担金補助及び交付金2183万5000円は、衛生処理センター解体工事に伴う汚水処理負担金1983万円、一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため行っておりますコンポスト式生ごみ堆肥化容器と、電気式生ごみ処理機、計122基分の購入助成金198万6000円が主なものでございます。

戻りまして、73ページを御覧ください。

目3・廃棄物対策費の特定財源の国県支出金8028万4000円は、衛生処理センター解体事業に関わる国の社会資本整備総合交付金7

943万円と、熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金50万円、熊本県産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金35万4000円でございます。

地方債9140万円は、衛生処理センター解体事業に伴う合併特例債でございます。

その他特定財源380万1000円は、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金198万6000円が主なものでございます。

続きまして、74ページを御覧ください。

目4・環境衛生費でございます。680万4000円を計上し、前年度より50万8000円の増額となっております。これは、会計年度任用職員の報酬などの41万7000円の増額が主な理由でございます。

環境衛生費では、説明欄にございます感染症のおそれのある衛生害虫の駆除等を行う衛生害虫駆除事業、環境美化への意識の高揚を図り、良好な生活環境の確保に努める環境美化推進事業、市営墓園3か所の維持管理を行う墓地関係事業を実施するものでございます。

節1・報酬から節4・共済費までは、会計年度任用職員1名の人件費でございます。

節10・需用費203万1000円は、ボランティア清掃活動専用袋の印刷製本費85万円、衛生害虫駆除用薬剤などの消耗品費63万5000円が主なものでございます。

節12・委託料177万円は、市営墓園の清掃業務委託87万6000円、排水路等の害虫駆除業務委託80万2000円が主なものでございます。

その他特定財源111万3000円は、市営墓園3か所の管理料収入でございます。

次に、目5・塵芥処理費でございます。14億9370万2000円を計上し、前年度より597万7000円の増額となっております。これは人件費などの上昇によるごみ処理施設管理運営事業の1282万4000円の増額が主

な理由でございます。

塵芥処理費では、説明欄にございます環境センターの管理運営を行うごみ処理施設管理運営事業、閉鎖した清掃センター及び、市内3か所の最終処分場跡地の維持管理を行う塵芥施設維持管理事業、各家庭から排出される可燃物、資源物の収集運搬を行うごみ収集管理事業、樹木、剪定くずの資源化によりごみの減量化を図る樹木、剪定屑リサイクル事業、八代生活環境事務組合クリーンセンターの最終処分場などの管理等の経費を一部負担する生活環境事務組合負担金事業（じん芥）、環境センターの施設整備を行うごみ処理施設整備事業を実施するものでございます。

節1・報酬から節4・共済費までは、一般職9名及び会計年度任用職員3名分の人件費が主なものでございます。

節10・需用費1799万6000円は、環境センターの修繕料967万6000円、ごみ収集に要する消耗品費370万4000円、最終処分場跡地修繕料150万円などが主なものでございます。

節11・役務費1208万3000円は、有料指定ごみ袋の小売店などへの販売手数料1133万5000円が主なものでございます。

節12・委託料13億4791万2000円は、可燃物及び資源物収集運搬業務委託5億3877万円、環境センターエネルギー回収推進施設運営委託2億8102万1000円、環境センターマテリアルリサイクル推進施設運営委託1億8115万円、環境センターエネルギー回収推進施設から排出される焼却灰の運搬及び資源化委託1億6095万4000円、有料指定ごみ袋作製業務委託1億円が主なものでございます。

節17・備品購入費249万7000円は、樹木剪定くずを粉碎する樹木粉碎機購入費でございます。

節18・負担金補助及び交付金4292万円は、八代生活環境事務組合負担金4064万6000円が主なものでございます。

その他特定財源の5億4378万1000円は、搬入ごみ処理手数料収入2億1616万8000円、有料指定ごみ袋処理手数料収入2億852万6000円、氷川町可燃ごみ受入れに関わる管理運営費負担金6057万5000円、再資源化物販売代金納付金4500万円が主なものでございます。

最後になりますが、目6・し尿処理費でございます。2億9705万1000円を計上し、前年度より4131万6000円の減額となっております。これは、衛生処理センターの稼働停止に伴い、衛生処理センターの維持管理及び施設整備を行う、し尿処理施設管理運営事業、し尿処理施設整備事業の事業廃止による4630万4000円の減額が主な理由でございます。

し尿処理費では、説明欄にございます、浄化槽汚泥処理施設の維持管理を行う浄化槽汚泥処理施設管理運営事業。続きまして、75ページを御覧ください。八代生活環境事務組合衛生センターの維持管理費の一部を負担する生活環境事務組合負担金事業（し尿）を実施するものでございます。

前ページの節2・給料から本ページの節4・共済費までは、一般職4名分の人件費でございます。

節18・負担金補助及び交付金2億6799万円は、浄化槽汚泥処理施設維持管理負担金1億248万3000円、八代生活環境事務組合負担金1億1124万2000円が主なものでございます。

以上をもちまして、款4・衛生費中、市民環境部関係分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 市有施設のＬＥＤ化に伴う照明調査業務委託。大倉議員だったかな、一般質問されとったと思うんですけど。その２４４０万円ですか。調査の内容がどんなものであれば２４４０万円もかかっちゃうのかなって分かんないんですけど、御説明していただいていいですか。

○環境課長（栄 圭介君） 皆様、こんにちは。環境課、栄と申します。よろしくお願ひいたします。

委員御質問の市有施設のＬＥＤ化に伴う照明調査の内容についてでございます。

この調査につきましては、ゼロカーボンやつしろ推進計画に基づきまして、市有施設照明の１００％ＬＥＤ化に向けた調査を実施する予定としております。

今年度、各施設を所管する課かいに対しまして、全庁的な調査を実施しまして、市有施設の照明について、蛍光灯、それから水銀灯、ＬＥＤなどの簡易な種類とその個数と設置箇所を把握をさせていただいております。

ただ、ＬＥＤ化に伴う概算費用の積算に当たりましては、それだけでは情報が不足しているということから、今回の調査におきまして、ＬＥＤ化する照明の形状とかワット数、それごとに分類をいたしまして、それぞれの個数を把握する調査と併せまして、経済性とか省エネ効果の高い交換手法とか、更新する際の優先順位を計画するまでを予定をしております。

これを踏まえまして、市有施設のＬＥＤ化が必要な照明を短期間で全て更新していくための基礎資料とする目的で実施する予定としております。

対象施設は４６７施設ございまして、照明個数約６万個のうち、約２万個は既に施設の改修の際にＬＥＤ化が済んでおりまして、残りの４

万個について調査を実施する予定としております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 予算書の７２ページの款の衛生費の中での目の斎場管理費のところの説明欄をちょっと目を通してみたんですが、斎場の施設整備事業で１１００万円ほど。

先ほど来、担当部が説明された委託料も含めてですけれども、私も一般質問しましたけども、まだ本年度、令和７年度、先ほど来、部長が説明なされました。それは本当理由として理解をするんですが、何らかの形が出てくるかなと思っていたところ、何も予算計上してなかったというのは、私としては、じゃなくしてから、市民の方々が待ちに待ちに望んでる火葬場の環境の問題を含めて、そしてまた、遠いところ、東陽までの火葬場まで行かれる中でも、芦北までも行かれるという。

現状を把握する中で、今回、予算計上、出るだろうと。基本の構想なり、計画は今、基本計画なされていると思う、最中だと思えますけども。あれから何か月という状況になりますけども、一生懸命、部長、努力して、斎場の敷地の確保とかですね、努力をされておるのはもう理解を本当いたします。

理解しておりますが、なぜ何らかの形は計上できなかったのかなという点と、一つですね。それと、通常管理費の中で１１００万円、火葬炉の修繕費が出てましたですね。これについては、もうはっきりいって、完璧にしたいと思います。

予算が少ししか動いてないんですよ。それは職員さんの管理状況等について、何十万円か動いておりましたので、その何十万円かは要るか何か分かりませんが。職員を増やしてほ

しいとか、そういう要望をしましたけども、職員を増やした経過も予算計上してないもんですから、そこらについてのやっぱ見解をお聞かせください。

○市民環境部長（濱田浩介君） 私のほうから用地費の予算がなぜついていなかったかのところについて御説明いたしたいと思います。

新用地の選定につきましては、火葬場整備においては、最も重要なプロセスではないかというふうに考えております。

そういうこともありまして、現在は、都市計画など法的な条件、手続なども含めまして、庁内で合意形成を図りながら、慎重に検討を進めているところであります。

ただ、委員、今おっしゃいましたとおり、現状の斎場の状況を見ますと、もう可能な限り早期に整備する必要があるというふうには考えておりますので、令和7年度につきましては、最優先で重点的に用地選定について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

予算につきましては、現在、関係機関の協議とか検討とか進めているところでありますけども、予算が必要な状況になればですね、速やかにお願したいというふうに考えております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○市民環境部長（濱田浩介君） もう1点は。予算の動きがなかった。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 斎場の職員の増につきましては、今年度、そのままというところになっております。

来年度以降も協議を続けていきながら、職員の増員に向けては頑張っていきたいというところで考えているところでございます。

○委員（山本幸廣君） そこは答えはもう竹下君が大変心配するだろうなと思ってから、聞かなかったんですけども。

通常はやっぱしあれだけの質問をして、前向きな検討でされたわけですから、こういうことで検討しましたけども、どうにも人員確保に至らなかったということで理解をしますので、ぜひともその職員の増員については考えてください、担当部としては。現場見てください。市民の声ですからね。

以上でよかです。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 岩崎次長の説明の途中でボランティア袋の分が突然出てきたので、途中で聞いたんで、環境美化推進事業の費用のうちでしたっけ。85万円って聞こえたんですけど。（市民環境部次長岩崎伸一君「はい、はい」と呼ぶ）

それで、何枚作られてて、どんな方々を対象に配られてて、そもそもそのボランティア袋を配る目的というのは何なのかという、この3点についてです。説明をお願いします。

○環境課長（栄 圭介君） 委員御質問のボランティア袋の枚数でございますけれども、今年度は2万8600枚を予定しております。

このボランティア袋につきましては、市民の方々が6月の環境月間ですとか、そういった際に町内で清掃活動をされる際に希望を取りまして、そこに対してお渡ししている状況でございます。

目的といたしましては、やはり環境美化を推進するという形でお配りをしているところでございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） 取りあえず聞いときます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） 取りあえずいいです

よ。聞いておきます。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（山本幸廣君） 73ページ、予算書を見てください。

生活環境の総務費の中です。目のですね、1のところですけども。小型合併処理浄化槽設置整備事業5500万円。例年とほとんど変わらない予算計上をしてあるんですけども。今年は少し多かったんですけどもね。前年度5800万円ぐらいだったかな。今回は約5500万円ですから、ちょっと少ないんですけども。

今回の午前中も土木費の審査をした中で、下水関係の一般会計から繰入れというのは14億円ぐらいある。今回についても、ここについても1億4000万円は繰入れをするわけですよ。

そういう中で合併浄化槽の推進はどのような推進をしておられるのか、まずはそこを教えてください。

○下水道総務課長補佐兼業務係長（宮地美恵君） 下水道総務課、宮地です。よろしくお願いします。

合併浄化槽の推進といたしましては、下水道、農業集落排水公共浄化槽以外のところに、合併処理浄化槽を設置される方に対して、補助金を出すというのと、もちろん公共浄化槽の区域に対しては、公共浄化槽希望の方に公共浄化槽を設置するというのをやっております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます。通常の広報でやっておられるということ。

それで、私がなぜこの合併浄化槽の推進というのをですね。これ補助率が高いんですよ。まず補助率が高い。補助率が高いもんだから、やっぱりエリアをですね、どんどんどんどん推進をしていただきたいと、こういうことなんです。持ち出しが少なくなります。

下水道になりますと、今はもう問題が、全国的に問題になっておる。下水道はうちからも計画繰出しが何十億円ってあるんです。

そういうのがありますから、ある程度の都市部については下水道を、配管をつなぐと。ある農業振興地域等々によっては、これはどうしても合併浄化槽というのをですね、処理浄化槽というのを推進をしていかないかん。

これがやっぱり八代市の今ですね、財政の課題なんですよ。だから、担当部については、どんどんどんどん推進をしてほしいというのが、この議員の考えなんです。

それはなぜかというと、莫大な予算なんですよ。合併浄化槽になりますとね、設置したならば、もうあとは要らないんですよ、設備費が。もう何年、30年たとうが、何十年たとうが。家で、個人で撤去しますから。公共下水道は全部公共で撤去しなきゃいけません。この前のような問題で。

だから、京都が今、3割ぐらい下水道の整備をやっているんですけども、うちも今、この前も質問が出ておりましたね。うちはメルシャンのところから今ちょうど点検しよりますから、ずっと50年ぐらい。だから、莫大な予算がかかります。だから、合併浄化槽の推進をしてほしいと。

それについては、通常の推進じゃいかん。やっぱり何年か区切りながら、推進をしていただく。

これがはりつければ、はりつけられるほど、持ち出しが少なくなるんです。そういうことですので、ぜひとも推進をどんどんどんどんしてください。

132基かな。ほとんど変わらないですから、なるべくなら多く推進をしてください。

と思いますが、いかがでしょうか。

○下水道総務課長補佐兼業務係長（宮地美恵君） 現在ですね、浄化槽といえ、必ず合併

処理浄化槽を造ることがもう義務になっておりますので、特段、今まであまり合併処理浄化槽の転換というのは、広報とかでは積極的にはやっておりますでした。

ただ、昨年のエコエイトフェスタで合併処理浄化槽のよさというのをパネル展示をしまして、今後はですね、水質、本当、合併処理浄化槽は単独処理浄化槽の8倍水をきれいにするというようなことまでも、今年度からは県と協力しながら広報していこうと話しております。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

ほかに。

○委員（堀 徹男君） 環境センターのですね、残渣の資源化委託をされているということで、結構な金額になっとつとですけど、具体的にはその残渣が何になってというようなものをまず教えていただいて、それに対する市民の方への周知とかですね、されているのかな。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 循環社会推進課の古田です。よろしくお願いします。

焼却灰につきましては、可能な限り、道路等のセメントとか、そういった材料に使われております。

また、飛灰につきましては、鉛や亜鉛など、亜鉛を製品として取り出し、原料として再利用する山元還元というのに利用しております。

また、こちらの焼却灰等の処分の説明といいますか、周知につきましては、環境センターエコエイトのほうに施設見学に来られた小学生・中学生、また、先日、高校生もいらっしゃいましたが、一般の方々も含めまして、灰焼却灰の行方について説明しているところでございます。

以上でございます。（委員堀徹男君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 今月号の市報でしたっ

け。新しい資源の分別の方法の変更がたしか載ってたような。

電池の処分の方法が、ボタン電池だったりとか、リチウムだったりとかというのは、新たに資源物として回収するという方向でね、たしか載ってたと思うんですけど、とてもいい取組だと思うんですよ。あれが一番ネックになった部分で。

何でかという、燃えるごみに混ぜてしまって、発火の原因になって、よその自治体では結構な焼却炉の停止だったりとかという事故が起きてますよね。

本市の場合は、今までは大きな事故というのは聞いたことはないんですけど、ヒヤリ・ハットの事例だったりとか、それに対する予防策だったりとかというのを、現在どのような取組されてますかね。

○循環社会推進課長（古田和弘君） 小型充電式電池につきましては、御指摘のとおり、重大な事故等の発生要因となりますことから、市報やチラシ、エフエムやつしろ等で、燃えるごみに混ぜないような周知のほうをお願いしているところでございます。

また、先ほどコイン電池とボタン電池、電池の中にもコイン電池とボタン電池ってありまして、コイン電池のほうは、うちのほうで回収のほうを始めましたが、ボタン電池につきましては、水銀が含まれている関係で、どうしても今現在でも、また4月以降でも専門店での回収をお願いしているところでございます。（委員堀徹男君「まだ事故の事例とか、予防が」と呼ぶ）

本市内では、今はまだ事故の発生等は起こっておりません。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

ほかに。

○委員（山本幸廣君） 73ページ、予算書の下段のほうの廃棄物対策費の1からですね、説

明欄を見ていただければ、衛生処理センターの解体の事業が1億9000万円ぐらい出ておりますね。

処理センターには勤務されとった職員さんがおられたと思うんですね。現地を視察に行った経緯がありますので。今、走馬灯のように浮かんできたんですけども、何人かおられたと思います。技術者を含めて。

その方々の勤務対策。待遇じゃありません。対策、勤務等々については、どのような処理の仕方されたんですか。お聞かせください。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 委員御質問の衛生処理センターには6名の職員が職務をされてました。うち1名は、八代市弘済会ですか、そこにそのまま残られると。2名が退職されて、3名がまだ未定というところで、お話を聞いているところでございます。

○委員（山本幸廣君） 御説明ありがとうございます。

その3名の職員さんか、パートか分かりませんけども、そこあたりは、パートですか、それとも職員さんですか。何年勤務されてですか。勤務年数。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 未定の3名の方はちょっと勤務年数は分からないんですけども、正職員といいますか、今までそこで働いておられた職員の方になります。

うちのほうでも情報のほうはずっと取りながらはしているんですけども、なかなかそこら辺、その3名の方がまだ決まってないというところでのお話を聞いているところでございます。

○委員（山本幸廣君） これは大事なことなんですよね。やっぱし100%公が出資をした企業の社員さんたちが、その企業がはっきり言って、廃止になり、そしてまた行き先がまだ決まってない。御家族もあられると思うんですよ。独りの方じゃないと思いますから。分かりませ

んけどもですね。そこの把握、事務局がしてると思いますけども。

これは責任持ってですね、この3名の方。また、そこに勤務された方については、待遇はやっぱし、きちっとした公として、市としての責任として、これはやっぱし早期に対応していただきたい。

そうしなければ、今まで何十年も勤めて、じゃあ、もう会社が廃止したから、会社が。倒産じゃないんですよ、ここは。やめたんですからね、八代市役所が。

それはやっぱし100%責任を持って、私はその再就職、さらにはその改善ですね、給与等も含めてですよ。それは次の、そこまでは私はやっぱし委託先にはですよ、きちっとしたやっぱ行政、公の市役所が主導して、渡していただきたいというふうに思いますので、ぜひとも最後まで就職先、そして、改善策をしてほしいと思いますので、よろしく願いをしておきます。

○委員長（橋本幸一君） 意見でよろしいですね。

○委員（山本幸廣君） 意見です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 先ほど山本委員から斎場の質問があつとったですけど、今回、調査のですね、業務委託の部分の事業の名称は斎場整備経済性検討って書いてあるんですよ。

どういった観点を持って、その経済性の検討に持っていかれるのかなというのが、ちょっと最初に見たときに聞きたかったので、どういう観点を主眼に置いてされるのかな。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） 経済性の検討についてなんですけれども、経済性、事業方式がございまして、従来型というのが設計、施工、管理運営というのが市であったり、業者であったりということで別々になっている。

あと、DB方式、DBO方式、PFI方式っ

というその発注方式がありますので、その発注方式についてですね、金額的に分かりやすく出していったって、その経済性を見極めたいというところでの調査となります。

以上です。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（堀 徹男君） 先ほどは、ボランティア袋の件についてお尋ねをしました。

目的が美化の推進で、対象が町内会等のね、ある意味、地場の公共的なお集まりということで、税金を使って2万8600枚作って、85万円ということで。

中にですね、その今の目的や対象がちょっと不適切な使用が見受けられる場合も確認しております。どう見ても公共のために使っているとは思えないような使い方されてるのも見かけるんですよ。

そこは税金使ってやってるというところでですね、もう確実に担保が取れるような使い方をしていただくような指導というか、していただきたい。

じゃないと、真面目にやってる方に示しがつかないという観点がありますので、それをぜひ1点、お願いしておきたいと思います。

それと、もう1点がですね、先ほど新しく電池の回収方法を変えるということであったんですけど、先ほど古田課長がおっしゃられたように、ボタン電池とコイン電池の見分けて素人にはつかんとですよ。

そこら辺は資源回収場にいらっしゃる方も含めて、もう1回ですね、市民の方にも周知の方法を徹底していただきたい。よろしくお願いします。

ます。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後1時53分 小会）

（午後1時54分 本会）

◎議案第17号・令和7年度八代市下水道事業会計予算

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第17号・令和7年度八代市下水道事業会計予算を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（山本康博君） 下水道総務課の山本でございます。隣が下水道建設課の課長、一美でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（山本康博君） それでは、議案第17号・令和7年度八代市下水道事業会計予算について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の総則で、令和7年度八代市下水道事業会計の予算は、次に定めるところ、すなわち、第2条から第10条に定めるところによるとしております。

第2条・業務の予定量でございます。

令和7年度末の予定として、処理区域内人口6万2863人、処理区域面積3万5005へ

クター、水洗化人口5万6261人、年間総処理水量720万1619立方メートル、年間に収水量623万8702立方メートル、また、主要な建設改良事業といたしまして、管渠施設整備費11億950万5000円、ポンプ場施設整備費5912万円、処理場施設整備費4億505万4000円及び浄化槽施設整備費272万7000円としております。

2ページをお願いいたします。

第3条・収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入では、第1款・下水道事業収益38億518万7000円。内訳としまして、第1項・営業収益17億6930万円、第2項・営業外収益20億3588万4000円、第3項・特別利益3000円を計上いたしております。

次に、支出では、第1款・下水道事業費用34億448万2000円。内訳としまして、第1項・営業費用31億7859万5000円、第2項・営業外費用2億6027万5000円、第3項・特別損失100万2000円、第4項・予備費で500万円を計上いたしております。

したがいまして、差引き収支は3億6031万5000円の黒字を見込んでおります。

3ページをお願いいたします。

第4条・資本的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入では、第1款・資本的収入23億5640万6000円。内訳としまして、第1項・企業債13億4370万円、第2項・補助金7億8726万9000円、第3項・受益者負担金及び分担金5590万5000円、第4項・他会計負担金1億6953万2000円を計上いたしております。

次に、支出では、第1款・資本的支出33億3960万7000円。内訳としまして、第1

項・建設改良費16億2847万円、第2項・企業債償還金17億1013万7000円、第3項・予備費100万円を計上いたしております。

したがいまして、差引き収支は9億8320万1000円の財源不足を見込んでおります。

なお、第4条の括弧書きである資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9億8320万1000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9785万4000円などで補填するものとしています。

収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書で説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第5条・企業債では、施設整備に伴う建設改良企業債、及び資本費平準化債などの準建設改良企業債のうち、公共下水道事業で13億3210万円、農業集落排水事業で980万円、公共浄化槽等整備推進事業で180万円を限度額として、設定しております。

第6条・一時借入金の限度額は20億円と定めております。

第7条・予定支出の各項の経費の金額の流用では、予定支出の各項の間で流用することができる場合は、営業費用と営業外費用の相互間のみであることを定めております。

5ページをお願いいたします。

第8条・議会の議決を経なければ、流用することのできない経費では、職員給与費2億2918万4000円を定めております。

第9条・他会計からの補助金では、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける金額、いわゆる基準外の繰入金は、2億4503万7000円を予定しております。

第10条・利益剰余金の処分では、当年度の純利益見込みのうち、9848万6000円を

先ほどの資本的収支の不足を補填するため、減債積立金として積み立て、処分することをあらかじめ定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

下水道事業会計予算に関する説明書でございます。

地方公営企業法施行令第17条の2に基づき、9ページから22ページまでは、予算の実施計画、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書及び貸借対照表を掲載いたしております。

それでは、令和7年度予算の詳細につきまして、説明いたします。

23ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の予算明細書でございます。

まず、収益的収入では、款1・下水道事業収益、項1・営業収益、目1・下水道使用料で、13億4234万円、目2・雨水処理負担金で、2億4815万9000円、目3・その他営業収益で、1億7880万1000円を予定しております。

営業収益が増加しております主な要因は、衛生処理センター解体に伴う消化汚泥の処理に係る負担金と、浄化槽汚泥処理施設における生し尿受入れの開始及び処理工程の見直しに伴う汚水処理負担金の増によるものです。

24ページをお願いいたします。

項2・営業外収益では、目2・他会計負担金で7億5027万8000円、目3・国県補助金で1630万円、目4・他会計補助金で1025万1000円、目5・長期前受金戻入で12億3770万8000円がその主なものでございます。

営業外収益が減少しております主な要因は、元利償還金の減少に伴い、元利償還金等の一般会計負担分である他会計負担金が減少したことによるものです。

25ページをお願いいたします。

次の項3・特別利益の説明は省略させていただきます、下段の収益的支出でございます。

まず、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目1・管渠費で7926万7000円を予定しております。

管渠費は、公共下水道及び農業集落排水における管渠の維持管理に要する費用でございます。

主なものは、修繕費2513万5000円で、説明欄に記載のマンホールポンプ等修繕を、また、2つ下の委託料3760万6000円で、ウォーターPPP導入検討業務委託や、下水道台帳作成業務委託、マンホールポンプ清掃等業務委託などを予定しております。

26ページをお願いいたします。

目2・ポンプ場費5648万9000円は、市内6か所にあります雨水及び汚水ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。

主なものは、委託料1983万3000円で、松崎中継ポンプ場破碎機オーバーホールなどを予定しております。

次に、目3・処理場費6億4520万5000円は、水処理センター及び農業集落排水処理場の維持管理に要する費用でございます。

主なものは、一般職7名分の人件費のほか、修繕費2474万円で、消化ガスタンク膜補修などを、次の27ページになりますが、委託料4億7827万6000円で、水処理センター、浄化槽汚泥処理施設及び農業集落排水処理場の施設運転業務委託や汚泥処理業務委託などを予定しております。

次に、目4・浄化槽費3497万3000円は、公共浄化槽の維持管理に要する費用でございます。

主なものは、一般職1名分の人件費のほか、委託料で、浄化槽維持管理業務委託などを予定しております。

28ページをお願いします。

目５・流域下水道管理費１億６９８０万５０００円は、県営事業である八代北部流域下水道事業に係る八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

次に、目６・総係費１億７７５４万４０００円は、使用料の賦課徴収経費や水洗化促進経費及び事業運営に要する総括的費用でございます。

主な内容は、一般職１０名分の人件費のほか、下から７番目、委託料３９８０万９０００円で、説明欄にあります下水道使用料徴収業務委託や下水道休止世帯調査・水洗化促進業務委託、コンビニ収納事務委託などを上げています。委託料の４つ下の補助金６９０万円で、公共下水道や公共浄化槽への切替えに対して助成を行う排水設備工事費助成金を予定しております。

２９ページをお願いいたします。

目７・減価償却費は、２０億１４１３万７０００円でございます。内訳は、有形固定資産減価償却費で１９億５７０５万円、無形固定資産減価償却費で５７０８万７０００円でございます。

次に、項２・営業外費用、目１・支払利息及び企業債取扱諸費で２億６０２７万４０００円は、企業債及び一時借入金の利息でございます。

３１ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入では、款１・資本的収入、項１・目１・企業債で１３億４３７０万円を予定しております。内訳は、令和７年度の建設改良に伴う企業債９億４１０万円及び資本費平準化債などの準建設改良企業債４億３９６０万円でございます。

増額の主な要因は、鏡処理区の管渠築造工事費や水処理センターに係る繊維利活用システム設置工事費などの増によるものでございます。

次に、３２ページの項２・補助金、目１・国庫補助金５億５２４８万３０００円は、建設改良に伴う国庫補助金で、公共下水道は補助率２分の１、公共浄化槽は補助率３分の１を予定しております。

目２・他会計補助金２億３４７８万６０００円は、汚水処理の元金償還金等に係る一般会計からの基準外繰入金でございます。

補助金増額の主な要因は、企業債同様に、建設改良費に係る補助事業費の増に伴い、国庫補助金が増額となったことによるものです。

次に、項３・受益者負担金及び分担金、目１・受益者負担金４７２５万７０００円と、目２・受益者分担金８６４万８０００円は、公共下水道の供用開始に伴い負担いただく八代処理区、鏡処理区の受益者負担金、及び八代東部処理区、千丁処理区の受益者分担金などでございます。

受益者負担金及び分担金が昨年度より８８８万６０００円減少しておりますのは、賦課予定件数の減によるものでございます。

３３ページをお願いいたします。

項４・負担金、目１・他会計負担金１億６９５３万２０００円は、汚水処理元金償還金等に係る一般会計からの基準内繰入金である一般会計負担金が１億６４５２万６０００円、及び汚水管築造工事に伴う、水道事業からの同時施工負担金である水道事業負担金が５００万６０００円でございます。

次の３４ページからは、資本的支出でございます。

款１・資本的支出、項１・建設改良費、目１・管渠施設整備費で、１１億９５０万５０００円を予定しております。

これは管渠施設の建設に要する費用で、主なものは、一般職１２名分の人件費のほか、節区分、中ほどの委託料１億４６７０万円では、右側の説明欄に記載の八代公共下水道管渠テレビ

カメラ調査業務委託で3680万円、また、八代市公共下水道浸水想定区域図作成業務委託で4000万円を予定しております。

2つ下の工事請負費の7億9818万7000円では、管渠築造工事（通常分）で、3処理区合わせて6億4225万5000円を予定しており、八代処理区では、麦島・宮地地区等で約2.5キロメートル、千丁処理区では、古閑出地区で約0.1キロメートル、鏡処理区では、両出・貝洲・下村地区等で約1.4キロメートルの合計約4キロメートルの整備を予定しております。

節区分の下から2つ目、補償補填及び賠償金5430万円では、管渠築造工事に伴う地下埋設物等移設補償費で、八代及び鏡処理区を予定しております。

なお、公共下水道事業の予定箇所につきましては、別紙の建設環境委員会資料を後ほど御参照いただければと思います。

次に、目2・ポンプ場施設整備費5912万円の主なものは、委託料5412万円で、松崎中継ポンプ場耐震診断（非線形解析）などを予定しております。

35ページをお願いいたします。

目3・処理場施設整備費4億505万4000円の主なものは、工事請負費2億9911万7000円で、浄化槽汚泥処理施設改造工事などを予定しております。

次に、目4・浄化槽施設整備費272万7000円は、公共浄化槽設置工事、2か所を予定しております。

次に、目5・流域下水道建設費4868万9000円は、八代北部流域下水道建設負担金であり、八代北部浄化センター耐水化工事などの建設費に対して負担金を支払うものでございます。

次に、項2・目1・企業債償還金17億1013万7000円は、これまで借り入れた企業

債の償還元金でございます。

次に、37ページから44ページまでは、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、企業債に関する調書でございますが、個別の説明は省略させていただきます。

最後に、45ページに注記を記載しております。これは、地方公営企業法施行規則第35条に基づき、重要な会計方針に係る事項と、予定貸借対照表に関する注記、セグメント情報に関する注記を記載いたしております。

また、46ページには、地方公営企業法施行規則第40条に基づく、各報告セグメントの財務情報など、主な数値を記載しております。

下水道事業につきましては、令和7年度も浸水の防除、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の向上を図り、安全で安心な市民生活の確保に努めるとともに、持続可能な下水道事業の実現のため、健全経営に努めてまいります。

以上で、議案第17号・令和7年度八代市下水道事業会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） いつもお世話になります。まず、予算書の34ページに説明欄にありました公共下水道浸水想定区域図作成業務委託。どんなものをイメージすればいいんでしょうか。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） 今、委員お尋ねの公共下水道浸水想定区域図作成というのは、いわゆる内水ハザードマップと言われるもので、堤防がですね、八代は大きな河川がいっぱいありますけども、堤防が壊れたときの場合は外水といって、堤防が壊れない、壊れずにそのまま残ってるときに、堤防で守られている区域、内水のもので、浸水の状況のハザード

マップを作成するものを予定しているものでございます。

一応、この場合、時間雨量、これまで最大の77ミリ降った場合を想定して、ハザードマップを作成するものでございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） 内水氾濫の分ということで理解しましたけど。

今年度、危機管理課のほうでも八代市の避難マップとか何とかの見直しもされるんですよ。結構な予算かかってたと思うんですけど。

そういうのと一緒に、何ていうんですか、マップを重ねて表示することができるようにするのか。それとも、これはあくまで下水道内部の何か想定資料みたいなのにするのか。これを市民にどういう形で公表されるのかというのが、ちょっと今のじゃイメージできないので。どんななってますかね、そこ。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） そこらあたりにつきましては、関係課とも調整を図りながら、重複するようなことがないように、お互い協議を進めていこうということで考えております。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 35ページに水処理センター繊維利活用システム設置工事というのが挙がってるんですよ。何か委員会で現地視察に行ったときに説明あったかなと思うんですけど、もう1回これ事業の説明をお願いしていいですか。

○理事兼下水道建設課長（一美晋策君） これにつきましては、12月定例会で予算の認定ということで説明をさせていただきましたが、最初の沈殿池の部分から、繊維質の部分を取りまして、その取った繊維質を最後、脱水機にかけ前に、当時、小麦粉のつなぎ、ハンバーグのつなぎということで、それを加えることで、

今、脱水機で圧力をかけるとすぐ崩れるものですから、その繊維質を利用して、圧力を加えても形が残って、より水を絞れるようにする機械を今、設置しているところでございます。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 説明ありがとうございました。

まずは、事業会計でありますので、採算ベースが取れるような考え方は哲学の中で残しとってください。頭ん中にですね。

それと同時に、あのような事故がありましたので、その体制というのも整えていかれると思いますけども、職員の方々は大変ですので、どうかひとつしっかり会計事務を含めながらやりますけども、事故のないように事業をされる方々にも注意を払ってってください。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第17号・令和7年度八代市下水道事業会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後2時23分 小会）

（午後2時24分 本会）

○議案第19号・契約の変更について（清掃セ

ンター解体工事)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第19号・清掃センター解体工事に係る契約の変更についてを議題とし、説明を求めます。

○環境施設課長(竹下圭一郎君) 環境施設課の竹下でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○環境施設課長(竹下圭一郎君) 議案第19号・契約の変更について、解体工事変更の概要については環境施設課から、契約については契約検査課、角田課長から御説明いたします。

資料の2ページ目をお願いいたします。

工事変更概要説明書を御確認ください。

工事番号は令和5年度、環施工第1号。工事名は清掃センター解体工事。工事場所は八代市中北町3743番地。契約の相手方は、浅沼組・園川組建設工事共同企業体。住所は福岡市博多区博多駅東3丁目14番1号。契約金額は当初9億8427万1200円。変更後の契約金額は11億2129万6000円です。変更額は1億3702万4800円です。

次に、変更概要でございます。

①ヒ素を含む土壌の撤去に係る経費としまして、8755万3687円。

②矢板施工方法の変更に係る経費としまして、4364万8190円。

③西側水路補修に係る経費としまして、582万2923円でございます。

変更理由ですが、①ヒ素を含む土壌については、基準値を超えるヒ素が検出された土壌の撤去及び処分を行うためです。

②矢板施工方法の変更については、地中に岩等の障害物があり、当初予定していた圧入工法では困難となったため、クラッシュ工法への変更が生じたためです。

③西側水路の補修については、工事以前より内側に傾いている西側水路を補修するものです。

続きまして、備考欄に工期の延長について記載しております。

当初の工期は、令和5年10月2日から令和7年3月14日まででしたが、工期末を令和7年6月27日に変更しています。

それでは、3ページを御確認ください。

こちらは清掃センターの平面図でございます。赤く塗り潰してある範囲が基準値を超えるヒ素を含む区画で、搬出土量は1576トンでした。

4ページ目を御確認ください。

こちらは矢板の施工平面図です。図の中の青ラインが圧入工法では矢板が打ち込めず、クラッシュ方式を採用した範囲です。

5ページ目を御確認ください。

この写真にある大きな岩は、矢板が打ち込めなかったもので、掘削したところ、地中から出てきたものです。

6ページを御確認ください。

こちらが施設平面図、西側水路の擁壁が傾いている範囲とその写真です。これは清掃センター解体工事の着手前から発生していたものです。

7ページを御確認ください。

擁壁が水路内に傾いています。一部は安全のため、角材で支えております。敷地内土砂の流出を防止するため、工事を行うものです。

以上で、清掃センター解体工事変更の概要について説明とさせていただきます。

○契約検査課長(角田浩二君) こんにちは。

(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 契約検査課、角田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私より契約関係につきまして、大変失礼ながら着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○契約検査課長（角田浩二君） 今回の提案理由といたしましては、議会の議決を経た契約のうち、契約金額の1割以上または2000万円以上の金額に係る内容の変更につきましては、議会の議決を得る必要があります、環境施設課から説明がありましたとおり、令和5年八代市議会9月定例会において御承認いただきました、現契約額から1億3702万4800円の増となりますことから、御提案をいたしたところになります。

なお、議会の議決をいただいたとき、本契約となる条件を付した仮契約を令和7年2月3日に締結したところでございます。

以上で説明を終了いたします。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 西側の水路の擁壁の崩れてる部分の補修についてなんですけど、これそもそもこの水路の設置者が何か誰がしたか、当時の事情じゃ分からないというような説明が地元であってたかなと思うんですけど。

水路のこの擁壁部分については分かりましたか。何というか、所有者とか、設置工事者とか、そもそもの。

清掃センターを当時造成されるときに造られた水路の擁壁も兼ねたその土留めだったのかとか、その辺があって、どこが誰が負担するのかというのがあったでしょうから。

○環境施設課長（竹下圭一郎君） ちょっとその水路としてですね、どういう内容で水路を造ったかというところは分からないんですけども、水路の管理としましては、八代市が管理しております。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第19号・清掃センター解体工事に係る契約の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午後2時33分 小会）

（午後2時33分 本会）

◎議案第22号・都市公園を設置すべき区域の決定について（（仮称）1号街区公園）

◎議案第23号・都市公園を設置すべき区域の決定について（（仮称）2号街区公園）

◎議案第24号・都市公園を設置すべき区域の決定について（（仮称）3号街区公園）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第22号・（仮称）1号街区公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定について、議案第23号・（仮称）2号街区公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定について、及び議案第24号・（仮称）3号街区公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定について、以上3件については関連がありますので、一括議題とし、説明を求め、採決については、個々に行うことといたします。

それでは、説明を願います。

○都市整備課長（竹田圭志君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）都市

整備課、竹田でございます。議案第22号、第23号、第24号、都市公園を設置すべき区域の決定について御説明いたします。着座にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○都市整備課長（竹田圭志君） それでは、まず、議案書の9ページをお願いいたします。

提案理由について御説明いたします。

八千把地区土地区画整理事業において確保されている3か所の公園用地について、令和7年度から新規に国の交付金事業を活用し、都市公園を整備することとしておりますが、事業採択の要件として、都市公園法第33条に規定される都市公園を設置すべき区域の決定を行う必要があります、そのためには都市公園法第33条第5項の規定により議会の議決を経る必要がありますことから、提案をするものでございます。

予定する3か所の公園のうち、1か所目の都市公園を設置する区域につきましては、議案第22号で、1、名称が（仮称）1号街区公園。2、都市公園を設置する区域が八代市古閑中町2417番地1外。3、面積が約1903平方メートルで、10ページに位置を示しております。

次に、11ページをお願いします。

2か所目が議案第23号で、1、名称が（仮称）2号街区公園。2、都市公園を設置する区域が八代市古閑中町1229番地9外。3、面積が約2834平方メートルで、12ページに位置を示しております。

最後に、13ページをお願いします。

3か所目が議案第24号で、1、名称が（仮称）3号街区公園。2、都市公園を設置する区域が八代市古閑中町1283番地外。3、面積が約1564平方メートルで、14ページに位置を示しております。

事前にお配りしております右肩、建設環境委員会資料、議案第22号、23号、24号とし

ております資料3ページの航空写真をお願いします。

八千把地区土地区画整理事業につきましては、平成12年度から幹線道路及び地区内道路、公園等の公共施設の整備改善を行い、宅地の利用増進を図ることを目的として、赤色の線内の箇所、約44ヘクタールで土地区画整理事業を実施しております。

区域内に緑色で示す3か所が公園整備を予定している箇所で、上から（仮称）1号街区公園、左下が（仮称）2号街区公園、右下が（仮称）3号街区公園となっております。

本土地区画整理事業につきましては、令和10年度完了を目途に事業を行っておりますが、航空写真のとおり、市街化が進んでおり、周辺住民の方からも公園整備を望む声をいただいておりますが、2ヘクタール以上の大規模な公園のみが国の交付金の対象となっているなど、これまで財源の確保が難しかったことから、整備が遅れている状況でございました。

今回、これまで対象とならなかった小規模な公園でも国の交付金の対象となる、こどもまんなか公園づくり支援事業が創設されましたことから、当該事業を活用した整備の目途がついたところですが、事業採択の要件として、都市公園としての整備する位置付けが必要であるため、都市公園法第33条第1項及び第5項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を決定するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の3件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今、説明のあったように、都市計画公園、都市公園、2ヘクタールでしたっけ。制約があって、最初議案が上がったときに何でかなと思ったんですけど、この面積

で。

1号と2号については、都市計画に当たってね、できたそれなりの形状かなと思えるんですけど、この3号については、この三角が途切れたその、何か、何というんですかね。三角形を2つね、ぶつかったような形して、都市計画で位置づけてもいいのかなというふうな形しているんですけどね。

ここは何でこんな状況なんですかね。これでいいのかな。都市公園とかっていう位置づけにしてもね。何かそれなりのこういう格好でよかったら、ほかにもいっぱいあるんじゃないかなと思うんですけどね。

○都市整備課長（竹田圭志君） （仮称）3号街区公園については、区画整理区域の端になっておりまして、今後、隣接する住宅の建て替えの際に、その区域内に公園がありますので、それを一体として取り込んで成形。市営住宅ですね。市営住宅の緑地も含めて、今後、成形な形に行っていきたいと考えております。

○委員（堀 徹男君） そうですよ。この三角の残りの土地の——写真の図面見てるんですけどね。10ぐらい並んでる赤い屋根ですよ。これ市営住宅だったんですかね。たしか。何でしたっけ。

○都市整備課長（竹田圭志君） 市営住宅の若宮団地になっております。（委員堀徹男君「はいはいはい、なるほど」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） じゃあ、今の説明で分かりました。三角の残りの上にちょっとした緑地がありますもんね。

ここは後々、政策空き家とか何とか、何か団地のあったのかな、そういうので整備が進むというところで理解をしていいということですね。

○委員長（橋本幸一君） 答弁を求めますか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○都市整備課長（竹田圭志君） 今後、建て替え等のときに、その緑地を含めて整備を行っていきたいと考えております。

○委員（堀 徹男君） それで、もう1点。その場合はまた同じようにこの手続が必要だということになりますかね。今回のような。

○都市整備課長（竹田圭志君） 今回はこの事業を使うために、都市公園の区域の決定を議会に諮っておりますけど、拡張する際は、都市公園として公告をするだけでいいかと思っております。

今回はこの事業を使うために、都市公園の区域の決定をお願いしているものでございます。

（委員堀徹男君「ふーん、なるほど。分かりました。はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ほかにないようですので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（堀 徹男君） 予算のときも念押ししたんですけど、本当に、こどもまんなかのタイトルでうたわれる事業なので、本当に子供と子育て世代に、特にこの辺、新しいね、世代の方が移り住まれる地域じゃないのかなと思うんでね、その辺の配慮はぜひしていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第22号・（仮称）1号街区公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第23号・（仮称）2号街区公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第24号・（仮称）3号街区公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

◎議案第33号・八代市都市公園条例等の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第33号・八代市都市公園条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○都市整備課長（竹田圭志君） 引き続きよろしく願いいたします。失礼ながら着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○都市整備課長（竹田圭志君） 議案第33号・八代市都市公園条例等の一部改正について御説明いたします。

それでは、議案書の81ページをお願いします。

本市が管理しております都市公園、普通公園及び都市運動場に設置する自動販売機について、当該自動販売機の設置者が納付すべき使用料に係る規定と都市運動場の占用に係る規定を追加するに当たり、それぞれ関係する八代市都市公園条例、八代市普通公園条例及び八代市都市運動場条例を改正するものでございます。

事前にお配りしております、右肩、建設環境委員会資料、議案第33号としております資料の3ページをお願いします。

改正の趣旨につきましては、公園内に設置を許可しております自動販売機について、これまでは個別契約に基づき、当該月ごとの売上金額に一定割合を乗じた金額を徴収しておりましたが、今後は、当該自動販売機の設置者が納付すべき使用料に係る規定を整備し、条例に基づく使用料の徴収を行うため、八代市都市公園条例、八代市普通公園条例及び八代市都市運動場条例について、所要の改定を行うものでございます。

また、都市運動場につきましては、これまで占用に係る規定がなかったことから、工作物その他の物件を設置するための占用に係る規定を追加するものでございます。

なお、都市公園とは、都市計画に基づき整備した公園で、都市計画法の規定により、公園面積の規模や公園内に建ててよい建築物の面積、いわゆる建蔽率の上限、そのほか運動施設の面積の上限等の制限がされている公園で、本市に65か所ございます。

普通公園とは、都市公園以外でほかの条例に定めのない公園で、都市公園のように面積や建蔽率、運動施設の割合の制限がない公園で、本市に22か所ございます。

最後に、都市運動場とは、郡築四番町にあります郡築大礎多目的運動場で、旧通産省の産業再配置促進費補助金を活用し、工場等と地域社会との融和を図るために平成7年に整備されました施設でございます。

改正の内容につきましては、自動販売機を設置する場合の使用料を自動販売機1台1月につき、当該自動販売機による販売物品に係る月ごとの売上げに100分の10を下限として、市長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とすることをそれぞれの条例に規定し、歳入

根拠の明確化を図るものでございます。

次に、八代市運動場条例について、工作物その他の物件を設置するために一部を占有することと占有の規定を追加するとともに、使用料については、八代市道路占用料に関する条例第2条の規定を適用して算定した額を徴収することを別表第1に規定するものでございます。

条例の施行期日につきましては、令和7年4月1日からとしております。

最後に、4ページに八代市都市公園条例の新旧対照表、5ページから6ページ上段が八代市普通公園の新旧対照表、6ページ中段から7ページが八代市都市運動場条例の新旧対照表でございます。

新旧対照表中の緑の枠囲みが自動販売機に係る規定で、青の枠囲みが占有に係る規定となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今までなかったやつを明確にしたということではよろしいかなと思うんですけど、公園とかに災害対応型とかいって、いざとなったら無料で出てくるような仕組みの自動販売機とか置いてあるじゃないですか。それってこういうところに設置するときの何かこうアドバンテージがあったりとかするんですか。

○都市整備課長（竹田圭志君） 災害対応型の自動販売機を設置していただく場合は、この設置料、そこに設置する面積に係るその設置料を免除という形になっておりまして、公園の場合は全部、災害対応型の自動販売機を今のところは設置いただいているところです。

○委員（堀 徹男君） それをどっかに明文化してあるということですか。

○都市整備課長（竹田圭志君） それは明文化はされていないんですけど。（委員堀徹男君「特約事項みたいなものですか」と呼ぶ）

○都市整備課長補佐兼公園緑地係長（吉村真一君） それぞれの条例の中に、使用料の減免規定の規定がございまして、その中に特に市長が定める場合においてというのがあります。

その災害型の自動販売機の設置につきましては、企業さんと市が協定を結ばせていただいておりますので、それを根拠に減免ということでさせていただいているところでございます。

以上です。（委員堀徹男君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第33号・八代市都市公園条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号・八代市普通公園条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第34号・八代市普通公園条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○都市整備課長（竹田圭志君） 引き続きよろしくお願いいたします。失礼ながら着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○都市整備課長（竹田圭志君） 議案第34

号・八代市普通公園条例の一部改正について御説明いたします。

それでは、議案書の85ページをお願いいたします。

まず、提案理由について御説明いたします。

令和2年7月豪雨により被災したグリーンパークさかもとの跡地について、坂本地区河川防災ステーション及び県道中津道八代線として整備が確定したことに伴いまして、当該公園の供用を廃止するため、規定の削除を行うものでございます。

また、かねてから市が維持管理しております港町に位置する広場について、条例に基づき適切に維持管理を行うため、普通公園として白島公園を規定するものでございます。

事前にお配りしております、右肩、建設環境委員会資料、議案第34号としております資料の3ページをお願いします。

改正の内容につきましては、普通公園条例の別表第1からグリーンパークさかもとの項を削除するとともに、白島公園の項を追加。また、別表第3からグリーンパークさかもとの項を削除するものでございます。

条例の施行期日につきましては、令和7年4月1日からとしております。

次に、資料の4ページをお願いします。

上段、平面図の赤枠内がグリーンパークさかもとがあった箇所で、枠内の黄色部分が坂本地区河川防災ステーションとして、令和6年12月25日に国へ売却し、白色部分が県道中津道八代線等になることから、グリーンパークさかもとの規定を削除するものでございます。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

上段、位置図を御覧いただきまして、白島公園の場所につきましては、八代内港の北側で赤印の箇所でございます。

面積が645平方メートルで、熊本県より借地契約を行い、本市で管理をしておりますが、

今回3年間の借地契約の更新を行う際に、県から公園として借地を行うためには、条例に基づき公園として適切に管理するよう指摘もありましたことから、八代市普通公園条例に規定するものでございます。

最後に、6ページの新旧対照表をお願いいたします。

別表第1の第3条関係中のグリーンパークさかもとの名称と位置を削除し、白島公園の名称と位置を追加するものでございます。

次に、7ページをお願いします。

別表第3の第7条の2関係で、表中のグリーンパークさかもとの多目的広場等を使用する料金について削除するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 白島公園の土地を今まで管理してたのってというのは、どういったいきさつがあったんですかね。

○都市整備課長（竹田圭志君） もともと白島児童遊園ということですね。児童遊園法で造られた公園が、遊具とかもありまして、それを合併時以前、平成16年から本課のほうで管理をするようになっておりまして、地元のほうでも今まで使用されている状況でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） よく分かんない。合併前にも既にその児童遊園とかっていう、その自治体が管理すべき公園だったということですか。何の根拠もなしにしないはずですから、やっていた理由が、今回、条例に基づいて公園にされるわけでしょう。

何でなのかなって、以前は。

○都市整備課長（竹田圭志君） 以前から県から借地を行いまして、児童遊園という形で別の

部署が管理をして、広場で開設してたんですけど、平成16年ぐらいから公園サイドで管理を行っております。

今回、借地契約の更新時期で、今後も公園として借りられるのであれば、適切に条例に基づく公園として位置づけてくださいという話がありましたので、今回、普通公園に規定するものでございます。

○委員長（橋本幸一君） 県のほうからそういう指摘が今回あったから、きっちりそこは公園としての位置づけしてから契約してくれという、県の意向だったちゅうことと理解してよかったですか。

○都市整備課長（竹田圭志君） そうです。はい。

○委員（堀 徹男君） それは今の条例で、何の根拠もない土地を今まで市が管理してた理由って何なんですかということなんですよ。

何の根拠があって、市が管理してたんですかっていう。普通しないじゃないですか。どんな事情があっても。ね。何も根拠に基づかないものを。そういった経緯が今まで何かあったんですかって、それを改めるんですよって話ですよ、今回。

それ御存じないということですか。平成16年以前の話は。

○都市整備課長（竹田圭志君） 平成16年以前は白島児童遊園ということで、子供の遊び場のな広場を別の部署で造られて、管理をされていたと思うんですよ。

合併、平成16年にですね、公園として。

○委員（山本幸廣君） 関連でよか。関連で今、堀委員が大事な質問しよんないけん。関連ばってんが。

もともとは国のな、国んだったと思うとたい。もともとは国の。それが自然とその地域の方々が。

○委員長（橋本幸一君） 小会します。

（午後3時02分 小会）

（午後3時08分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

○都市整備課長（竹田圭志君） 委員お尋ねの件につきましては、以前の件はちょっと定かではありませんが、今後、この普通公園条例に基づいて、適切に管理していきたいと考えております。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第34号・八代市普通公園条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午後3時08分 小会）

（午後3時14分 本会）

◎議案第31号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第31号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） 建築指導課の豊田でございます。議案第31号・八代市手数料条例の一部改正について、改正の趣旨、関係法令の改正の主な内容及び改正する条例の内容について御説明いたします。失礼ですが、着

座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） 資料の説明の前に訂正がございます。

昨日提出させていただいております令和7年八代市議会3月定例会議案正誤表を御覧ください。

議案第31号・八代市手数料条例の一部改正について。議案書の76ページの下から16行目にあります第10条第1項イ（2）から第10条第1号イ（2）へ訂正させていただきます。項から号への訂正でございます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、資料3ページをお願いします。

改正の趣旨といたしましては、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガスの2013年度比46%削減の実現に向け、脱炭素社会の実現に資するための建築物エネルギー消費性能の向上に関する一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布されました。

このことにより令和7年4月1日に施行される建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律などの改正に伴い、確認申請の審査及び検査の業務量が増大することから、関係する手数料条例の改正及び条文の整理を行うものでございます。

関係法令の改正内容について御説明いたします。

建築基準法におきましては、これまで木造2階建て以下、または非木造で平屋建て200平方メートル以下の建築物については、都市計画区域外であれば建築確認申請などは不要でしたが、今回の改正により、木造2階建て以上または木造でも平屋建て200平方メートルを超える建築物は全ての区域において建築確認申請などが必要となります。

また、今回の法改正により、建築確認申請が

必要となる建築物に関しましては、これまで建築士の設計であれば、審査及び検査項目について一部免除されていましたが、令和7年度からは免除規定が縮小されることにより、審査及び検査の業務量が増加することになります。

次に、建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律におきましても、令和7年度から原則全ての新築・増改築を行う建築物に対し、省エネルギー基準が義務化されます。これに伴い、国土交通省から省エネルギー適合判定などの審査業務に係る手数料の取扱基準が示されました。

これらの関係法令の改正などを踏まえ、手数料条例を改正するものです。

改正内容といたしましては、建築基準法関係は、手数料条例第2条（44）、別表3、4、5、6中の建築物の確認申請などの手数料の変更及び字句の整理。

次に、都市の低炭素化の促進に関する法律関係といたしまして、同条例第2条別表16中の認定申請などの手数料の変更及び字句の整理。

最後に、建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律関係といたしましては、同条例第2条（127）、（128）、別表17、18、19の適合性判定申請などの手数料の変更及び字句の整理を行うものでございます。

条例の施行期日は、根拠法令の施行日同日の令和7年4月1日からとしております。

また、本条例改正案における手数料の金額、内容は県内特定行政庁（熊本県・熊本市・天草市）で統一した内容となっております。

資料4ページから32ページまでは本条例改正案の新旧対照表でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 1点いいですか。

カーボンニュートラルで仕事を減らそうとして
るのか、事務量が膨大に増えるということ
で、減るのかなと思うんですけど。

ちなみに手数料見ると、すごい増額率じゃな
いですか。どれぐらいの事務量が增えると想定
されるんですかね。

○建築指導課長補佐兼審査係長（秋野亮二君）

委員御質問の業務量の増加ということで、今
回、手数料条例につきましては、御説明のと
おり、熊本県主導で九州各県の手数料の増額につ
きまして、動向を調査していただきまして、お
おむね1.5倍から1.7倍の業務量、それに合
わせて手数料の増額も1.5倍から1.7倍に増
額をしております。

こちらの1.5倍から1.7倍っていいですの
は、確認申請、完了検査、そちらの部分のみで
ございまして、省エネ関係の申請については、
原則、省エネ義務化になりましたことから、今
まで非住宅のみの申請が主なものでございま
したけども、4月1日からは住宅も含めて全ての
建築物ということで、結構細分化されてお
ります。省エネ関係の増額というのは、確認申請ほ
ど上がってはおりません。

ちょっと、すいません、分かりにくいんです
けども、確認申請、完了検査の部分に関しまし
て、1.5倍から1.7倍の増ということでござ
います。（委員堀徹男君「分かりました」と呼
ぶ）

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。ほ
かに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質
疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより
採決いたします。

議案第31号・八代市手数料条例の一部改正
については、原案のとおり決するに賛成の方の
挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

○議案第32号・八代市地区計画の区域内にお
ける建築物の制限に関する条例及び八代市移動
等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に
関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第32
号・八代市地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例及び八代市移動等円滑化のた
めに必要な特定公園施設の設置に関する基準を
定める条例の一部改正についてを議題とし、説
明を求めます。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） 建築指導課
の豊田でございます。引き続きよろしくお願
いします。議案第32号・八代市地区計画の区域
内における建築物の制限に関する条例の一部改
正及び八代市移動等円滑化のために必要な特定
公園施設の設置に関する基準を定める条例の一
部改正について、根拠法令が同一ですので、併
せまして改正の趣旨、関係法令の改正の内容、
それに伴う条例の内容について御説明いたしま
す。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○建築指導課長（豊田浩市郎君） 資料の3ペ
ージをお願いします。

改正の趣旨といたしましては、高齢者、障害
者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行
令の一部を改正する政令が令和6年6月21日
に公布されたことに伴い、当該政令を引用して
いる条例の一部を改正するものです。

改正内容について御説明いたします。

それぞれの条例中、次の政令の条項を引用し
ている部分を改正いたします。

(1) 八代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第4条第2項第4号中、高齢者・障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第25条を第27条へ改正。

(2) 八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例第4条第1項第6号中、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第21条第2項第1号を第22条第2項第1号へ改正。

いずれも関係法令が改正され、条の繰下げにより関係する条例を改正するものです。条例の施行期日は、根拠法令改正施行日に合わせ、令和7年6月1日からとしております。

資料4 ページ目は、条例改正案の新旧対照表でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第32号・八代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会いたします。

（午後3時25分 小会）

（午後3時26分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査

・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（橋本幸一君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

ちょっと小会。

（午後3時27分 小会）

（午後3時35分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

執行部より発言の申出がっておりますので、これを許します。

○環境施設課主幹兼施設整備係長（服部拓生君） 環境施設課、服部でございます。どうもお願いいたします。

先ほど議案第19号・清掃センター解体工事に関する契約の変更につきまして、皆様にお配りしました資料に誤りがございましたので、そ

の訂正をさせていただきたいと思います。

2 ページ目を御確認ください。

こちら工事変更概要説明書になっております。この一番下、備考欄にございます清掃センター解体工事の工期については、当初、令和6年3月と記しておりますが、これ正しくは令和7年3月でございます。申し訳ございません。こちら訂正でございます。

○委員長（橋本幸一君） 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に本委員会の管外行政視察について、協議のため、小会いたします。

（午後3時37分 小会）

（午後3時46分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は都市計画・建設工事に関する諸問題の調査及び生活環境に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続を取らせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、日程・調査事項につきましては、書記まで御連絡いただければと思いますが、今の希望では大体5月の12日の週に日程を決めたいと思っておりますので、予定方よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午後3時47分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年3月13日

建設環境委員会

委員長